京都府　府営住宅　特定目的優先入居
１０月　募　集　案　内　書

１．募　集　の　概　要

◆募集期間　　原則として、**郵送**により申込みを受付
申込方法　　＜受付期間＞
９月２９日（火）～１０月９日（金）まで（消印有効）
※期間外の消印は無効となりますので、ご注意ください。
※郵送事故等による補償はできかねますので、可能な限り、書留等の追跡可能な手段で郵送してください。
＜送付先＞
〒602-8570（専用番号のため、住所の記載不要）

特定目的優先入居　募集区分	あて先
高齢者世帯に申込みされる方	京都府　高齢者支援課　府営住宅担当者
母子・父子世帯に申込みされる方	京都府　家庭・青少年支援課　府営住宅担当者
障害者世帯に申込みされる方	京都府　障害者支援課　府営住宅担当者

※一般募集の送付先とは異なりますので、御注意ください。

◆募集団地　　申込対象住宅一覧（１０月募集）のとおり
※各世帯ごとに募集団地が分かれていますので、ご注意ください。
高齢者世帯用住宅　　３ページ
母子・父子世帯用住宅　　４ページ
障害者世帯用住宅　　５ページ

◆必要書類　　〇府営住宅優先入居申込書（この案内書の後部に添付してあります。）
〇所得を証明する書類（入居予定者全員のものが必要です。）
（収入のある方）令和７年分源泉徴収票、給与支払証明書（別添様式）、営業実績証明書（別添様式）、年金通知書（はがき）　など
（収入のない方）非課税証明書、退職証明書、民生委員による状況確認報告書又は無職証明書、生活保護受給証明書、支援給付受給証明書、在学証明書　など
★詳しくは１２～２２ページをご覧ください。
また、案内書の後記の「京都府府営住宅特定目的優先入居１０月募集に係る提出書類封入チェック表」を活用し、必要書類の漏れがないようにしてください。

◆入居予定の時期　令和８年１２月下旬頃～
※　入居資格の審査、府営住宅入居者選考委員会の審議を経て、１２月中旬に入居予定者を決定し、申込者全員に選考結果を通知します。

【お問合せ先】この募集案内に関するお問合せは京都府健康福祉部の次の担当課まで

高齢者世帯	高齢者支援課	(075-414-4574)
母子・父子世帯	家庭・青少年支援課	(075-414-4589)
障害者世帯	障害者支援課	(075-414-5224)

※受付時間　８：３０～１２：００、１３：００～１７：１５（平日のみ）

※なお、別に下記世帯の優先入居の募集がございます。お問合せ・お申込みは次の担当まで

長期結核療養者世帯	地域福祉推進課	(075-414-4569)
原爆被害者世帯	健康対策課	(075-414-4736)
ハンセン病療養所入所者世帯	感染症予防・対策課	(075-414-4723)

◇令和８年度　府営住宅入居者　募集予定月◇

【一般募集】

令和８年 ６月	７月	１０月	１１月	令和９年 ２月	３月

【特定目的優先入居】

令和８年 ６月	募集なし	１０月	募集なし	令和９年 ２月	募集なし

○特定目的優先入居の内容

一般募集とは別に、特定目的（高齢者世帯等）による優先入居枠として募集戸数を確保し、次ページ以降の各特定目的区分ごとに応募された方の中から選考します。

（**応募は、優先入居募集枠のうち、いずれかの一つの区分にしかできません。**）

→　**優先入居対象者の方は、一般募集（特定目的による優先入居を除く。）と同時に優先入居募集に申し込めます。**　※別途配布の一般募集案内書により応募してください。

→　**優先入居での募集戸数は限られているため、一般募集と併せて申込みをされることをお勧めします。**　※一般募集に当選した場合、特定目的募集は選考対象外となります。

→　特定目的募集住宅については空き家の状況に応じて提供しています。

○お問合せ先

一般募集案内に関するお問合せは以下にお願いします

京都市地域	京都府営住宅管理センター	TEL（075-354-1090）
乙訓・南丹地域	乙訓・南丹府営住宅管理センター	TEL（075-382-1091）
山城地域 （宇治市・八幡市・ 久御山町以南）	山城府営住宅管理センター	TEL（0774-39-5912）

◇府営住宅から暴力団員を排除します！◇

（申込みに際して、暴力団員でないことの誓約と入居者資格について関係機関への照会に同意していただきます。）

京都府では府営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、京都府府営住宅条例に基づき、府営住宅からの暴力団員排除に取り組んでいます。

○暴力団員

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する者

○新規申込者

申込者または同居親族が暴力団員である場合は入居を認めない。

○同居許可・使用承継

同居させようとする者、使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は許可しない。

○既入居者

暴力団員であることが判明したときは、明渡し請求を行う。

高齢者世帯用

申込対象住宅一覧（１０月募集）

※国際情勢の影響により、建築資材等の供給が不安定なため、当選後の鍵渡しが募集案内書に記載の時期から大幅に遅れる可能性がございます。

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

団地番号	団地名	建設年度	型別	予定階数	収入基準	家賃月額（予定）（円）	間取り例	浴槽の設置	単身入居の可否	住戸面積（㎡）	備考
1	西大久保	S48	3DK	2階	①	13,600 ～ 20,300	6/4.5/3（板）/DK	有	可	41.9	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	13,600 ～ 26,700					
2	西大久保	S48	2DK	4階	①	16,300 ～ 24,300	7.5（一部板）/4.9（板）/DK	有	不可	42.0	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	16,300 ～ 32,100					
3	西大久保	S47	2DK	4階	①	14,400 ～ 21,400	4.5/4.5/DK	有	不可	37.0	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	14,400 ～ 28,300					
4	田辺	S45	3K	2階	①	10,700 ～ 16,000	6/6/3/K	有	不可	35.8	洗面所無 エレベータ有 スロープ有
					②	10,700 ～ 21,000					
5	西大久保	S47	3DK	4階	①	13,500 ～ 20,200	7.5（一部板）/4.5/4.5/DK	有	不可	47.3	特別賃貸府営住宅 有料月極駐車場有
					②	13,500 ～ 32,600					
6	下津屋	S52	3DK	2階	①	17,800 ～ 26,600	6/6/4.5/DK	有	不可	56.8	特別賃貸府営住宅
					②	17,800 ～ 47,300					
7	小栗栖西	S45	3DK	山手 3階	①	16,000 ～ 23,800	6/6/3/DK	有	不可	36.4	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	16,000 ～ 29,900					
8	小栗栖西	S46	3DK	山手 3階	①	16,200 ～ 24,100	6/6/3/DK	有	不可	36.4	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	16,200 ～ 31,800					
9	小栗栖西	S47	3DK	2階	①	18,600 ～ 27,700	6/4.5/3（板）/DK	有	可	42.0	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	18,600 ～ 35,500					
10	羽束師	S51	3DK	5階	①	21,300 ～ 31,700	6/4.5/3（板）/DK	有	不可	46.9	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	21,300 ～ 41,800					
11	北後藤	S51	3DK	5階	①	21,100 ～ 31,400	6/4.5/3（板）/DK	有	不可	46.9	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	21,100 ～ 41,400					
12	淀際目	S52	3DK	3階	①	23,800 ～ 35,400	6/4.5/4.5/DK	有	不可	54.6	エレベータ有 スロープ有
					②	23,800 ～ 46,700					
13	小栗栖西	S46	3DK	1階	③	19,400 ～ 35,500	7.5（一部板）/4.5/4.5/DK	有	不可	45.5	特別賃貸府営住宅 有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
14	小栗栖西	S46	3DK	5階	③	19,400 ～ 35,600	7.5（一部板）/4.5/4.5/DK	有	不可	45.5	特別賃貸府営住宅 有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
15	洛西竹の里	S54	3DK	5階	①	26,500 ～ 39,500	6/6/4.5/DK	有	不可	58.0	エレベータ有
					②	26,500 ～ 52,100					

注１）　家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。
また、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。
（家賃額は概算（目安）ですので、入居時の家賃月額は入居案内でお知らせします。）

注２）　収入基準の欄の②は、裁量階層（19ページ参照）に該当する世帯です。

注３）　間取り例にある（板）とは、床材がフローリングや塩化ビニールシート貼等の洋室のことです。

注４）　団地番号1の住宅については、「長期結核療養者世帯」、「原爆被爆者世帯」又は「ハンセン病療養所入所者世帯」からの優先入居申込みがあった場合には、これらの世帯を優先的に推薦します。
（なお、これらの世帯の募集内容については、表紙下に記載の各担当課へお問い合せください。）

注５）　エレベータ設置後は、家賃月額及び共益費等が変更となる場合があります。

注６）　募集住戸の階数（予定）は予定階数欄に記載してあります。整備工事の都合等により変更される場合があります。

注７）　備考欄に「洗面所無」と表示してある住宅には「洗面所」がありません。この住宅に申し込みする場合は住宅困窮理由の生活設備不便（洗面所無）の対象になりません。（P13参照）

注８）　備考欄に「有料月極駐車場有」と表示してある住宅には有料駐車場があります。
空きがある場合は、入居決定後に別途申し込んでください。

注９）　「7、8小栗栖西」は、急な坂道を上がったところに建っているため、予定階数欄に「山手」と記載しています。
歩行に不安がある方は、必要に応じ現地を御確認ください。

母子・父子世帯用

申込対象住宅一覧（１０月募集）

※国際情勢の影響により、建築資材等の供給が不安定なため、当選後の鍵渡しが募集案内書に記載の時期から大幅に遅れる可能性がございます。

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

団地番号	団地名	建設年度	型別	階	収入基準	家賃月額（予定）（円）	間取り例	浴槽の設置	住戸面積（㎡）	備考
16	西大久保	S48	2DK	5階	①	14,400 ～ 21,500	6/4/DK	有	37.0	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	14,400 ～ 28,300				
17	田辺	S45	3K	4階	①	10,600 ～ 15,800	6/6/3/K	有	35.8	洗面所無 エレベータ有 スロープ有
					②	10,600 ～ 20,900				
18	小栗栖西	S45	2K	山手 2階	①	13,300 ～ 19,800	6/6/K	有	30.1	注９）参照 有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	13,300 ～ 26,100				

注１）　家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。
また、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。
（家賃額は概算（目安）ですので、入居時の家賃月額は入居案内でお知らせします。）

注２）　収入基準の欄の②は、裁量階層（19ページ参照）に該当する世帯です。

注３）　間取り例にある（板）とは、床材がフローリングや塩化ビニールシート貼等の洋室のことです。

注４）　エレベータ設置後は、家賃月額及び共益費等が変更となる場合があります。

注５）　募集住戸の階数（予定）は予定階数欄に記載してあります。整備工事の都合等により変更される場合があります。

注６）　備考欄に「洗面所無」と表示してある住宅には「洗面所」がありません。この住宅に申し込みする場合は住宅困窮理由の生活設備不便（洗面所無）の対象になりません。（P13参照）

注７）　備考欄に「有料月極駐車場有」と表示してある住宅には有料駐車場があります。
空きがある場合は、入居決定後に別途申し込んでください。

注８）　「18小栗栖西」は、急な坂道を上がったところに建っているため、予定階数欄に「山手」と記載しています。
歩行に不安がある方は、必要に応じ現地を御確認ください。

注９）　この住宅に申込される方には、お知らせすることがありますので、
申込される前に京都府営住宅管理センター（電話075-354-1090）までお問合せください。

障害者世帯用

申込対象住宅一覧（１０月募集）

※国際情勢の影響により、建築資材等の供給が不安定なため、当選後の鍵渡しが募集案内書に記載の時期から大幅に遅れる可能性がございます。

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

団地番号	団地名	建設年度	型別	階	収入基準	家賃月額（予定）（円）	間取り例	浴槽の設置	単身入居の可否	住戸面積（㎡）	備考
19	西大久保	S48	3DK	4階	①	13,600 ～ 20,300	6/4.5/3（板）/DK	有	不可	41.9	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	13,600 ～ 26,700					
20	田辺	S44	2K	5階	①	9,200 ～ 13,700	6/6/K	有	可	30.1	エレベータ有 スロープ有
					②	9,200 ～ 18,100					
21	小栗栖西	S45	3DK	山手 2階	①	16,000 ～ 23,900	6/6/3/DK	有	不可	36.4	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	16,000 ～ 29,900					
22	小栗栖西	S47	3DK	1階	①	18,900 ～ 28,100	6/4.5/3（板）/DK	有	可	42.0	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	18,900 ～ 32,600					
23	岩倉長谷	S43	3DK	2階	③	19,400 ～ 39,200	6/6/4.5/DK	有	不可	46.8	特別賃貸府営住宅 スロープ有
24	小栗栖西	S46	3DK	2階	③	19,400 ～ 35,600	7.5（一部板）/4.5/4.5/DK	有	不可	45.5	特別賃貸府営住宅 有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
25	小栗栖西	S46	3DK	5階	③	19,400 ～ 35,600	7.5（一部板）/4.5/4.5/DK	有	不可	45.5	特別賃貸府営住宅 有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
26	穴川	H7	3LDK	1階	①	26,500 ～ 39,500	6/6/7（板）/LDK	有	不可	70.4	有料月極駐車場有 一部車いす仕様
					②	26,500 ～ 52,100					

注１）　家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。
　　また、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。
　　（家賃額は概算（目安）ですので、入居時の家賃月額は入居案内でお知らせします。）

注２）　収入基準の欄の②は、裁量階層（19ページ参照）に該当する世帯です。

注３）　間取り例にある（板）とは、床材がフローリングや塩化ビニールシート貼等の洋室のことです。

注４）　エレベータ設置後は、家賃月額及び共益費等が変更となる場合があります。

注５）　募集住戸の階数（予定）は予定階数欄に記載してあります。整備工事の都合等により変更される場合があります。

注６）　備考欄に「有料月極駐車場有」と表示してある住宅には有料駐車場があります。
　　空きがある場合は、入居決定後に別途申し込んでください。

注７）　「21小栗栖西」は、急な坂道を上がったところに建っているため、予定階数欄に「山手」と記載しています。
　　歩行に不安がある方は、必要に応じ現地を御確認ください。

主な府営住宅所在地・位置図

●京都市地域

建設年度	団地名	団地戸数	所在地	交通機関
昭和43, 44	岩倉	350	左京区岩倉上蔵町	京都バス岩倉実相院下車、３分
昭和43～45	岩倉長谷	350	左京区岩倉長谷町	京都バス村松集会所下車、北東へ２分
平成元	田中関田	59	左京区田中関田町	市バス出町柳駅前下車、東へ５分
昭和61	西天王町	30	左京区岡崎西天王町	市バス熊野神社前下車、東南へ５分
昭和62	吉田近衛	50	左京区吉田近衛町	市バス近衛通下車、１分
平成４	西七条	31	下京区西七条名倉町	市バス西大路花屋町下車、西へ３分
平成５	山科東野	61	山科区東野南井ノ上町	地下鉄東野駅下車、東南へ12分
平成８	山科大宅	121	山科区大宅打明町	地下鉄椥辻駅下車、東へ10分
平成22, 25	桃山日向	180	伏見区桃山町日向	京阪バス山ノ下 下車、５分
昭和45～48	小栗栖西	1,630	伏見区小栗栖中山田町	京阪バス小栗栖下車、８分
昭和50, 51	羽束師	225	伏見区羽束師古川町	市バス免許試験場前下車、東へ５分
昭和51, 52	北後藤	540	伏見区小栗栖北後藤町	地下鉄醍醐駅下車、10分
昭和52, 53	淀際目	200	伏見区淀際目町	京阪バス藤和田下車、５分
昭和56, 58	深草鍵屋	70	伏見区深草北鍵屋町	京阪墨染駅下車、西へ５分
昭和59	墨染	41	伏見区深草中ノ島町	京阪墨染駅下車、東へ５分
平成11, 13	深草	96	伏見区深草池ノ内町	京阪藤森駅下車、南西へ７分
平成元, 2	久世	36	南区久世築山町	市バス築山下車、７分
昭和63	嵯峨天竜寺	56	右京区嵯峨天龍寺北造路町	ＪＲ嵯峨嵐山駅下車、西へ10分
平成12	常盤	50	右京区常盤窪町	京福北野線常盤駅下車、南へ３分
平成３	周山	18	右京区京北周山町	ＪＲバス周山下車、10分

●京都市地域

主な府営住宅位置図

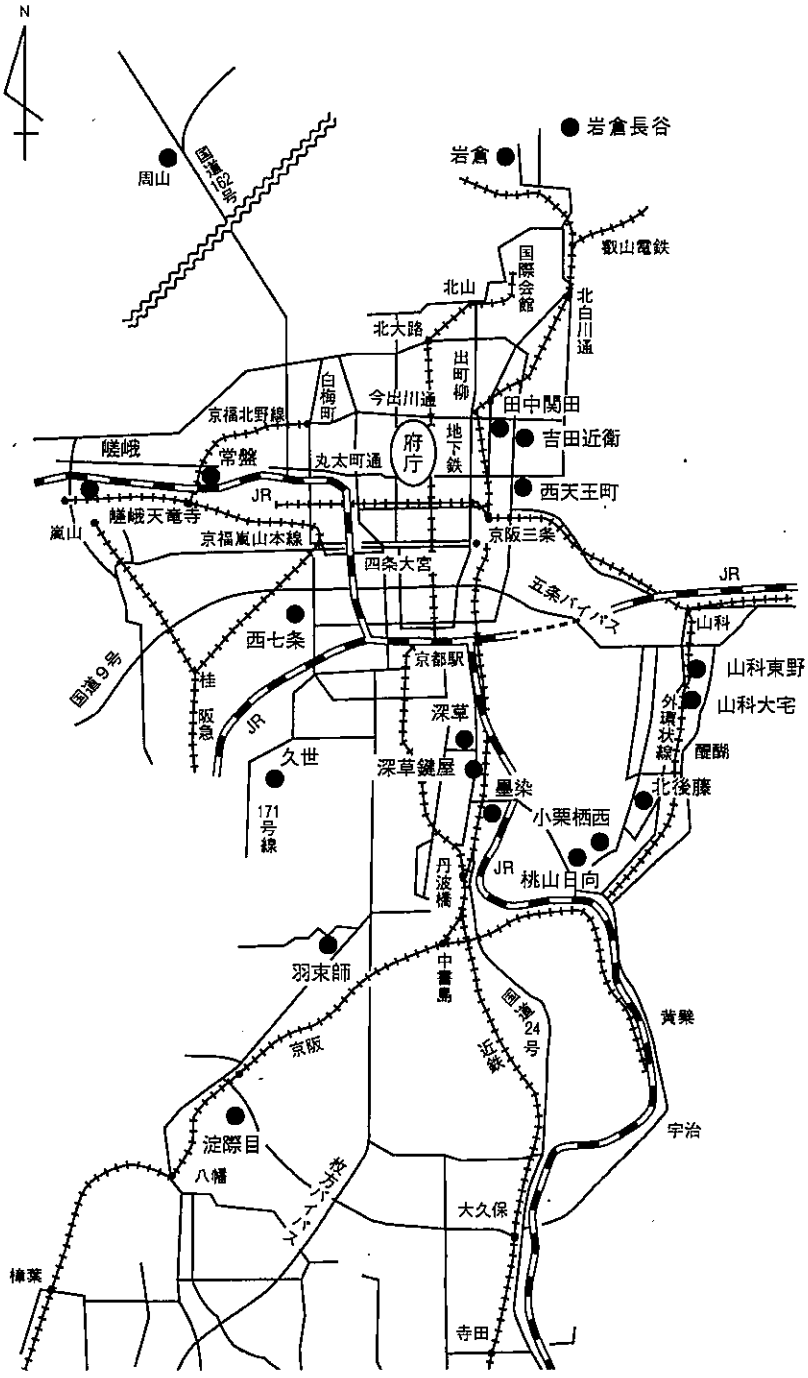

●乙訓・南丹地域

建設年度	団地名	団地戸数	所在地	交通機関
昭和53	洛西西境谷	360	西京区大原野西境谷町	市バス西境谷町3丁目下車、1分
昭和53, 54	洛西竹の里	439	西京区大原野東西竹の里町	同上
昭和57, 63	洛西沓掛	70	西京区大枝沓掛町	市バス・京阪京都交通バス国道沓掛下車、北西へ3分
昭和41, 42	向日台	495	向日市寺戸町・向日町	阪急東向日駅下車、南西へ20分 阪急バス向日台団地下車、1分
平成6, 7, 9	上植野	206	向日市上植野町	阪急西向日駅下車、20分 JR長岡京駅下車、25分
平成8	円明寺	48	乙訓郡大山崎町円明寺	阪急西山天王山駅下車、8分
平成5, 7	穴川	178	亀岡市吉川町	JR亀岡駅から京阪京都交通バス穴川下車3分・西口下車15分
平成5, 6	下矢田	33	亀岡市下矢田町	JR亀岡駅下車、南へ15分
平成15	向河原	69	南丹市園部町小山東町	JR園部駅下車、北東へ10分
昭和49	須知	10	船井郡京丹波町須知	JRバス新須知下車、3分

●乙訓・南丹地域

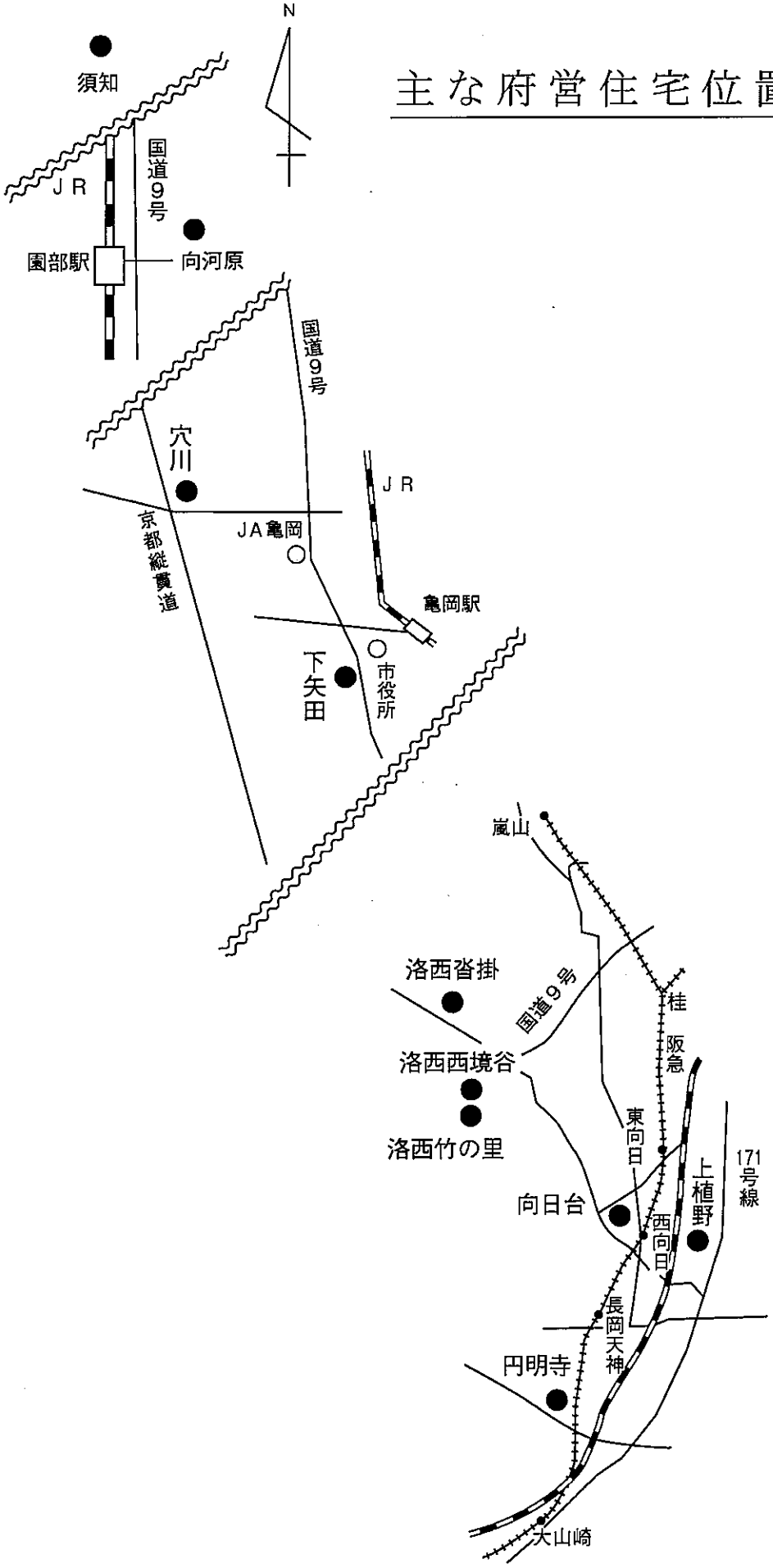
主な府営住宅位置図
N
須知
JR
国道9号
園部駅
向河原
国道9号
穴川
JR
京都縦貫道
JA亀岡
亀岡駅
下矢田
市役所
嵐山
洛西沓掛
国道9号
桂
阪急
洛西西境谷
洛西竹の里
東向日
171号線
上植野
向日台
西向日
長岡天神
円明寺
大山崎

山　城　地　域
主な府営住宅所在地・マップ

建設年度	団地名	団地戸数	所在地	交通機関
47～50, 平元	西大久保	2,070	宇治市大久保町平盛・旦椋	近鉄大久保駅下車、西へ15分
60～62	三室戸	160	宇治市菟道谷下り	京阪三室戸駅下車、東へ３分
平24	なごみりあ槇島(槇島大川原)	150	宇治市槇島町大川原	近鉄向島駅から京都京阪バス 槇島コミセン下車、西へ４分
平10	砂田	100	宇治市伊勢田町砂田	近鉄小倉駅下車、西へ20分
58	五か庄	32	宇治市五ヶ庄福角	京阪三室戸駅下車、北へ10分
60	野添	24	宇治市五ヶ庄野添	京阪黄檗駅下車、西へ９分 ＪＲ黄檗駅下車、西へ12分
54, 55	水主	245	城陽市水主北ノ口	近鉄富野荘駅下車、西へ20分
41, 42	城南	95	城陽市寺田宮ノ谷・深谷・林ノ口	近鉄寺田駅下車、東へ25分 ＪＲ城陽駅下車、東へ８分
49	八幡男山	93	八幡市男山雄徳	京阪樟葉駅から京阪バス 男山車庫下車、西へ３分
平12	上津屋	18	八幡市上津屋里垣内	京阪石清水八幡宮駅から京阪バス 上津屋流れ橋下車、３分
43～45, 58, 63	田辺	1,130	京田辺市河原神谷・室垣外・東久保田	近鉄新田辺駅下車、東へ15分 奈良交通バス府営田辺団地下車
平10	一休が丘	30	京田辺市薪長尾谷	ＪＲ京田辺駅下車、西へ20分
平６	興戸	21	京田辺市草内山科	近鉄興戸駅下車、２分
平６	北代	50	木津川市山城町椿井北代	ＪＲ奈良線棚倉駅下車、南へ15分
平３	木津	39	木津川市相楽川ノ尻・木津下川原	ＪＲ西木津駅下車、北へ３分
52, 54	下津屋	246	久世郡久御山町下津屋川原	京阪バス下津屋口下車、３分
50, 51	東佐山	215	久世郡久御山町佐山籾池・林宮ノ後	近鉄大久保駅から京阪バス 久御山団地口下車、北へ１分

※府営住宅所在地の洪水浸水想定区域については、各自治体のホームページ等の水害ハザードマップでご確認ください。
浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される範囲と水深を示したものです。

山城地域
主な府営住宅マップ

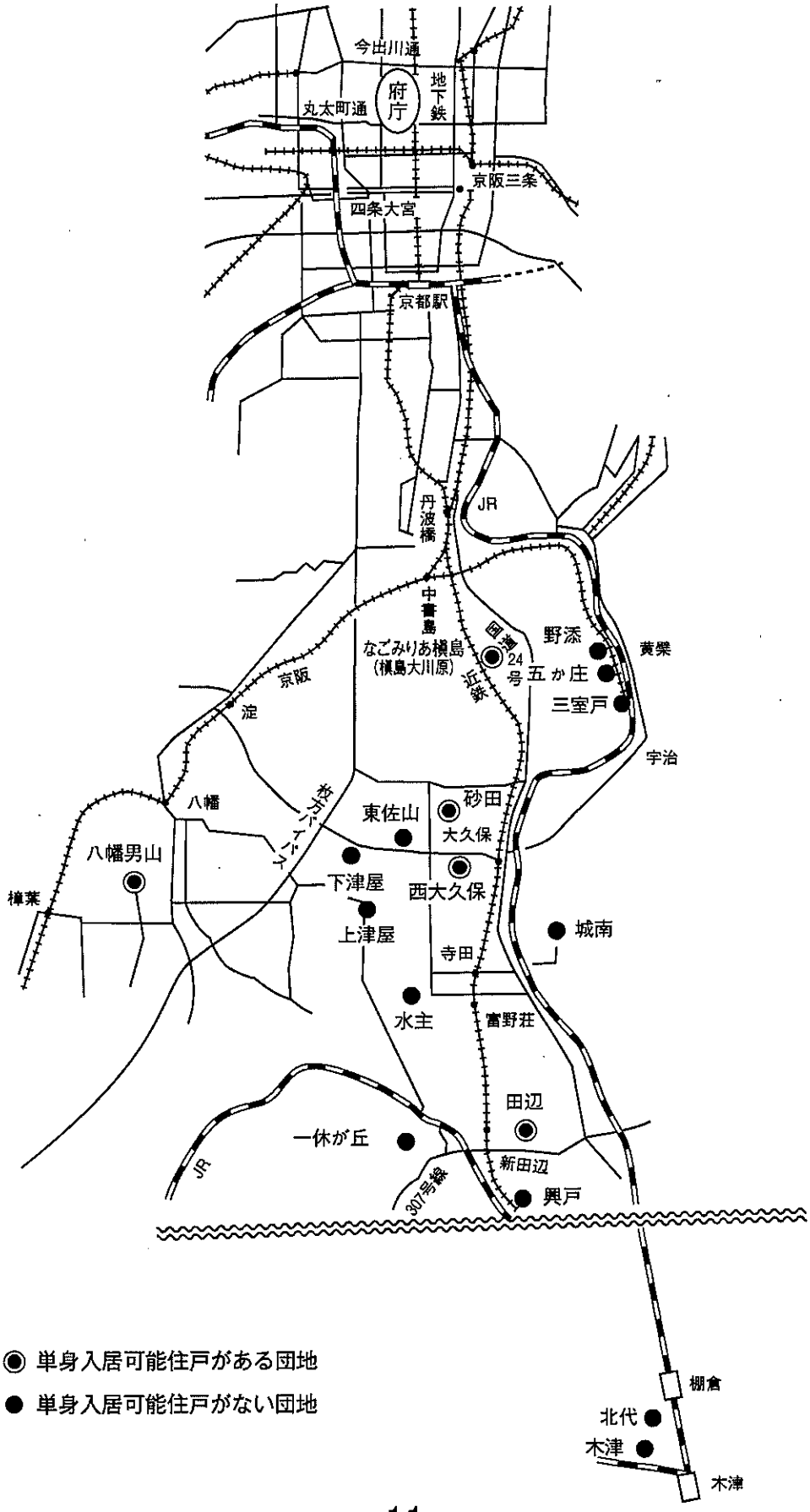

◉ 単身入居可能住戸がある団地

● 単身入居可能住戸がない団地

２．申　込　資　格

※特に指定のない場合は入居申込日現在の条件・状態が申込資格の判断基準になります。
※年齢は誕生日の前日の午前０時に加算されます。

１　次のいずれかの世帯に該当すること。

高齢者世帯

生計上主たる収入を得る者が６０歳以上であり、かつ、同居させようとする親族の全てが次の各号の一に該当する者の世帯

①配偶者
②１８歳未満の児童
③重度又は中度の身体障害者若しくは知的障害等（下表）の障害を有する者
④おおむね６０歳以上の者

母 子 世 帯

夫（事実婚を含む。）と死別、離婚をした女子及び未婚の母であって現に婚姻（事実婚を含む。）をしていないもの等配偶者のない女子が、２０歳未満の児童のみと同居している世帯

父 子 世 帯

妻（事実婚を含む。）と死別、離婚をした男子であって現に婚姻（事実婚を含む。）をしていないもの等配偶者のない男子が、２０歳未満の児童のみと同居している世帯

障害者世帯

入居者若しくは、同居し又は同居しようとする親族が次の各号の一に該当する者の世帯

戦傷病者	恩給法別表第１号表の３の第１款症以上の障害があり、かつ戦傷病者特別援護法第４条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
戦傷病者以外の身体障害者	身体障害者福祉法施行規則別表第５号の４級以上の障害があり、かつ身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載されている者
知的障害者	知的障害の程度が児童相談所長、知的障害者更生相談所長若しくは精神科の診療に経験を有する医師により、重度又は中度の知的障害と判定された者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年厚生省令第１５５号）第６条第３項に規定する１級から３級の障害があり、かつ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に記載されている者

２　申込者に現在同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻と同様の関係にある配偶者又は婚約者を含む。以下同居親族という。）があること。

- 入居の際には申込者及び同居親族全員が同時に入居できること。
- 申込後、申込書記載の同居親族の変更は認められません。
- 同居親族が婚約者である場合は、令和８年 12 月３日（必着）までに婚姻届を提出する者に限ります。婚約者が変わった場合は、申込を無効とします。（母子世帯及び父子世帯の申込者は、婚約を前提とする申込みはできません。）
- 家族を不自然に分割・同居等の申込は認められません。（特別の事情がない限り、父母や夫婦の分離、兄弟のみの入居は認められません。）
- 事実婚の配偶者については、住民票などにより確認できること。（続柄が未届の夫又は妻）

３　現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

原則として以下のいずれかの住宅困窮理由が必要です。

※原則として公営住宅（府営住宅・市営住宅等）の名義人を含む申込はできません。

○住宅狭小

・所帯の構成人数と年齢による基準がありますので、事前にお問い合わせください。

○高家賃

・家賃には共益費や駐車場代、保険代等は含まれません。

・生活保護受給中の方は、自己負担額（住宅扶助費との差額）がなければ申込できません。

・確定申告で地代家賃経費として自宅の家賃全額を認められている場合は申込できません。

○結婚

・期限（14 ページ参照）までに婚姻届を提出される方、あるいは婚姻届を提出後１年以内の方で、住宅に困窮されている場合。

○立退き要求

・家賃滞納やトラブル等、自己の責めによる立退きは申込できません。

○生活設備不便

・専用の台所、洗面所、便所及び浴室のうち、どれかひとつでも欠けている場合。
故障・老朽化及び生活環境による理由では申込できません。

４　現に京都府内に住所又は勤務場所があること。

５　入居者及び同居者の収入の合計が、公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入の範囲内であること。　※詳しくは１６～１９ページの収入基準をご覧ください。

６　単身で申し込む方は、前記１～５のほか、次のいずれかの条件に当てはまることが必要です。（母子世帯及び父子世帯の申込者を除く。）

条　　件	添　付　書　類
①高齢者（６０歳以上）	世帯全員の住民票（推薦決定後）
②身体障害者（障害の程度＝１級～４級）	身体障害者手帳（写し）
③知的障害者（障害の程度＝Ａ～Ｂ１）	療育手帳（写し）
④精神障害者（障害の程度＝１級～３級）	精神障害者保健福祉手帳（写し）
⑤加害者に対し保護命令が出されている等のＤＶ被害者	保護命令決定書写し等
⑥戦傷病者（障害の程度＝特別項症～第６項症、又は第１款症）	戦傷病者手帳（写し）
⑦原子爆弾被爆者	医療特別手当証書（写し）又は特別手当証書（写し）
⑧生活保護を受けている者	生活保護受給証明書
⑨支援給付受給者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による受給者）	支援給付受給証明書
⑩海外からの引揚者（引き揚げた日から起算して５年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は自立支度金支給決定通知書（写し）
⑪ハンセン病療養所入所者等	平成８年３月３１日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していたことを証明する療養所長の証明書
⑫結核の長期療養者	地域福祉推進課 075(414)4569 までお問い合わせください。

※　単身で申込ができる住宅は、３ページから５ページまでの申込対象住宅一覧の中で「単身入居の可否」欄に「可」と表示してある住宅に限ります。
※　現在の同居親族と別居して単身での入居申込は、原則としてできません。
※　単身で申込む方は、自活状況申立書（この案内書に添付のもの）を提出してください。

7　申込者又は同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員）でないこと。
※入居者資格については、関係機関に照会します。

３．申込みについての注意

1　優先入居は、**高齢者世帯用、母子・父子世帯用、障害者世帯用のいずれか一つの区分にしか申込できません**が、この優先入居と一般募集との同時申込は可能です。

2　次のような場合は申込をされても失格となります。
①　申込書、その他必要書類の記載内容について証明ができないとき。
②　事実と違うことを書いて申し込んだとき。
③　当選後、住民票、課税証明書（所得の金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの）、その他府が指定した必要な書類を提出されないとき。

3　自家所有者の申込について
○　自家所有者は、原則として申し込むことはできませんが、売却等により自家所有者でなくなる方で次の書類を提出できる場合は、申し込むことができます。
①　所有権移転登記後の登記簿謄本、又は（競売）売却決定通知‥‥（令和８年 12 月３日（必着）までに提出されないと失格になります。）
［令和８年 11 月５日（必着）までに登記簿謄本等を提出された場合 ⇒ 令和８年 12 月下旬頃以降入居］
［令和８年 12 月３日（必着）までに登記簿謄本等を提出された場合 ⇒ 令和９年１月下旬頃以降入居］

4　婚約者との申込について
○　婚姻届提出の翌月の入居になります。ただし、令和８年 12 月３日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。
［令和８年 11 月５日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出された場合 ⇒ 令和８年 12 月下旬頃以降入居］
［令和８年 12 月３日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出された場合 ⇒ 令和９年１月下旬頃以降入居］

5　離婚協議中の申込について
○　夫婦を分離しての申込は原則としてできませんが、現在離婚協議中の方は申込むことができます。ただし、離婚の意思があるＤＶ被害者を除き、令和８年 12 月３日（必着）までに離婚届受理証明書を提出されないと失格になります。
［令和８年 11 月５日（必着）までに離婚届受理証明書を提出された場合 ⇒ 令和８年 12 月下旬頃以降入居］
［令和８年 12 月３日（必着）までに離婚届受理証明書を提出された場合 ⇒ 令和９年１月下旬頃以降入居］

※ＤＶ被害者とは
① 裁判所に対して保護命令の申立てを行った者で、当該保護命令が効力を生じた日から５年を経過していない者
② 配偶者からの暴力を理由に一時保護所又は母子生活支援施設等に入所している者（退所した日から５年を経過していない者を含む。）
③ 現に配偶者からの暴力を理由に避難している者で、配偶者暴力対応機関等に相談している者

※ 府営住宅の空家は、建設以来相当の年数を経過した既存住宅を活用しているものがあり、生活に支障のないよう各部の破損や動作不良について整備の上、募集しているところです。
汚損部分の美装についても対応しているところですが、すべてが新しくなるものではありませんので、ご理解・ご了承の上、応募をお願いします。

収入基準

1 ［**年間総収入金額**による基準早見表（1）］で見る場合

申込み家族の中で給与所得者が1人で控除対象者がいない場合
（控除対象者とは18ページに掲載している人をいいます。）

【年間総収入金額による基準早見表（1）】（総収入額）

（単位：円）

種別	収入基準	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
府営住宅	①	0 ～ 2,967,999	0 ～ 3,511,999	0 ～ 3,995,999	0 ～ 4,471,999	0 ～ 4,947,999	0 ～ 5,423,999	0 ～ 5,895,999
裁量階層	②	0 ～ 3,887,999	0 ～ 4,363,999	0 ～ 4,835,999	0 ～ 5,311,999	0 ～ 5,787,999	0 ～ 6,263,999	0 ～ 6,720,000
特別賃貸府営住宅	③	0 ～ 5,371,999	0 ～ 5,847,999	0 ～ 6,323,999	0 ～ 6,773,334	0 ～ 7,195,556	0 ～ 7,617,778	0 ～ 8,040,000

（注）裁量階層（19ページ参照）に該当する世帯については、府営住宅の収入基準欄②の収入基準となります。

2 ［年間総所得金額による基準早見表（2）で見る場合］

前記1以外の場合であって例えば
①申込家族の中に給与所得者が2人以上いる場合
②事業所得者の場合
③申込家族の中に給与所得・事業所得・年金所得等複数の所得者がいる場合
④申込家族の中に控除対象者がいる場合

【年間総所得金額による基準早見表（2）】（総所得額）

（単位：円）

種別	収入基準	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
府営住宅	①	0 ～ 1,896,000	0 ～ 2,276,000	0 ～ 2,656,000	0 ～ 3,036,000	0 ～ 3,416,000	0 ～ 3,796,000	0 ～ 4,176,000
裁量階層	②	0 ～ 2,568,000	0 ～ 2,948,000	0 ～ 3,328,000	0 ～ 3,708,000	0 ～ 4,088,000	0 ～ 4,468,000	0 ～ 4,848,000
特別賃貸府営住宅	③	0 ～ 3,756,000	0 ～ 4,136,000	0 ～ 4,516,000	0 ～ 4,896,000	0 ～ 5,276,000	0 ～ 5,656,000	0 ～ 6,036,000

（注）裁量階層（19ページ参照）に該当する世帯については、府営住宅の収入基準欄②の収入基準となります。

3「年間総所得金額」の求め方

給与所得の方（アルバイト・パートを含む）

○次表により「年間総収入金額」から「年間総所得金額」を算出してください。
（2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。）

【年間総所得金額算出のしかた】

年間総収入金額	年間総所得金額
651,000円未満	0円
651,000円以上～1,900,000円未満	年間総収入金額－65万円
1,900,000円以上～3,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.7－8万円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.8－44万円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9－110万円

※端数整理の方法（年間総収入金額が1,900,000円以上6,600,000円未満の場合のみ）
年間総収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て、4,000をかけてください。
（例）2,859,999円の場合
2,859,999÷4,000＝714.99….
714×4,000＝2,856,000円

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込みの前月までの総収入金額－賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12\text{ヶ月}+\text{賞与}=\text{推定年間総収入金額}$$

事業所得の方

○年間総収入金額から必要経費を控除した額
○開業1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$$\frac{\text{開業した翌月から申込みの前月までの総収入金額－必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12\text{ヶ月}= \quad \text{推定年間総所得金額}$$

年金収入（所得）のある方

○次表により「年間年金総収入金額」から「年間年金総所得金額」を算出します。
（2人以上の場合はそれぞれ算出した者を合算してください。）

【年間年金総所得金額算出のしかた】

受給者の年齢	年間年金総収入金額（A）	年間総所得金額
65歳未満の者	60万円以下	0
	60万円を超え130万円未満	（A）－60万円
	130万円以上410万円未満	（A）×0.75－27万5千円
	410万円以上770万円未満	（A）×0.85－68万5千円
	770万円以上1000万円未満の場合	（A）×0.95－145万5千円
65歳以上の者	110万円以下	0
	110万円を超え330万円未満	（A）－110万円
	330万円以上410万円未満	（A）×0.75－27万5千円
	410万円以上770万円未満	（A）×0.85－68万5千円
	770万円以上1000万円未満の場合	（A）×0.95－145万5千円

（注）　公営住宅所得計算の特例により、給与及び年金に係る所得額から、それぞれ10万円（それぞれ10万円未満の場合はその額）を控除します。

4　申込家族の中に前記3にかかる複数の所得者がある場合は、それぞれ算出し合算した額が年間総所得金額となります。

5　生活保護扶助費・雇用保険金・労災保険金・遺年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。

6　控除対象者がいる場合は前記3により算出した額からそれぞれ下表に該当する控除額を差し引いた額が年間総所得金額となります。

【収入計算で控除する種類と控除額】

種類	要件	控除額
同一生計配偶者で 70歳以上の者 老人扶養親族	70歳以上の人	1人につき 10万円
扶 養 親 族	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき 25万円
障 害 者 （特別障害者を除く） （右の要件のいずれかに該当すること）	イ　身体障害者手帳の交付を受けている人 ロ　戦傷病者手帳の交付を受けている人 ハ　精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された人 ニ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	1人につき 27万円
特 別 障 害 者 （右の要件のいずれかに該当すること）	イ　身体障害者手帳の交付を受けている人で1級又は2級に該当する人 ロ　戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までに該当する人 ハ　原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた人 ニ　心神喪失の常状にある人又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された人 ホ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級に該当する人	1人につき 40万円
寡　　婦	下記の「ひとり親」に当てはまらない人で、次のイ～ロのいずれかに当てはまる人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外 イ　夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ロ　夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	その者に所得がある場合 27万円 ［その者の所得金額が27万円未満の場合はその金額］
ひ と り 親	現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明などの人で、次のイ～ロの全てに当てはまる人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外 イ　総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がおり、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていないこと ロ　合計所得金額が500万円以下であること	その者に所得がある場合 35万円 ［その者の所得金額が35万円未満の場合はその金額］

7 **裁量階層(府営住宅申込み収入基準が緩和される世帯)**は、次に掲げる世帯です。

次のいずれかに該当する世帯については、年総収入金額又は年間総所得金額(16ページ)による[基準早見表(1)、(2)]が府営住宅の収入基準欄②の金額となります(入居できる収入の上限が引き上げられます。)

世帯区分	要件		必要書類
障　害　者	イ	申込者又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合(障害の程度が1級から4級まで)	身体障害者手帳の写し
	ロ	申込者又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合(障害の程度が1級又は2級)	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ	ロに規定する精神障害者の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高　齢　者	イ	申込者が60歳以上で、同居親族の方が全員「18歳未満又は60歳以上」である場合	世帯全員の住民票
	ロ	申込者が60歳以上の者(単身者)	
戦 傷 病 者	申込者又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合(障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること)		戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込者又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合		医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
引　揚　者	申込者又は同居親族が海外からの引揚者である場合(引き揚げた日から起算して5年以内に限る)		厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書(自立支度金)の写し
ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者		入所していたことを証明する療養所長の証明書
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満でかつ婚姻後1年未満の者がある場合(夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。)		婚姻届受理証明書
小学生以下の子どものいる世帯	入居時点において、同居者に小学校6年生以下(入居後最初の4月1日時点で満13歳未満)の者がある場合		世帯全員の住民票
多 子 世 帯	今回の受付期間初日において、同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合		世帯全員の住民票

(注)裁量階層に該当していた世帯であっても、該当する必要条件が満たされなくなった場合は、年間総収入金額又は年間総所得金額(16ページ)による基準早見表(1)(2)が府営住宅の収入基準欄①の金額となります。その場合は家賃月額が増加することがあります。

４．申込方法（必要書類）

１　申込時に必要な書類

申　込　書　類	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	障害者世帯
府営住宅優先入居申込書（第１号様式）	○	○	○	○
所得を証明する書類　※１	○	○	○	○
自活状況申立書（単身者のみ）（第２号様式）※２	単身者のみ			単身者のみ
障害者手帳（身体・療育・精神） 戦傷病者手帳の写し	該当者のみ			○
結婚・挙式を証明する書類　※３	該当者のみ			該当者のみ
立退き等を証明する書類　※４	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ
生活状況申立書（第２号－２様式）※５		○	○	
申込書（入居者）及び同居親族の状況申立書	○	○	○	○

※１　収入（所得）を証明する書類について

○　**申込時に収入（所得）がある方全員（義務教育修了以上）**については、次表（２１ページ）の区分により必要書類を提出してください。

ただし、生活保護扶助費・雇用保険金・労災保険金・遺族年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。

○　年金収入のある方は直近の年金通知書（はがき）等の写しを提出してください。

企業年金、年金基金、個人年金等の年金支払通知書（写し）も提出してください。

○　申込時に収入（所得）のない方全員（義務教育修了以上）については、次の①に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

また、学生の方は次の②の証明書類をあわせて提出してください。

①**無職無収入証明書（以下のうちひとつ）**

最新年度の**(非)課税証明書**（原本、収入額がないことがわかるもの）、**退職証明書**（退職後３ヶ月以内のもの）、**雇用保険受給資格者証**（受給中のみ）、**離職票**（離職後３ヶ月以内のもの）、**生活保護受給証明書**（原本、直近のもの）、**支援給付受給証明書**（原本、直近のもの）、民生委員による**状況確認報告書又は無職証明書**（原本、直近のもの）等

②**在学証明**

・申込者・同居予定者高校に在学中の方は**学生証の写し**（在学証明書の写しも可）

・短大・大学・各種学校に在学中の方は**在学証明書（原本）**

○生活保護（支援給付）を受けている方

生活保護（支援給付）を受けている方は、**直近の生活保護**（支援給付）**受給証明書**（原本）を申込時に提出してください。

また、住宅困窮理由（13ページ参照）のわかるものの写しを提出してください。

○その他府が必要とする書類

※２　**自活状況申立書（第２号様式）**

○　高齢者世帯、障害者世帯で単身入居の方は提出してください。

※３　**婚約者と申込みされる方**

○　婚姻届提出の翌月の入居になります。

令和8月 11 月5日(必着)までに婚姻届受理証明書を提出された場合 ⇒ **令和8年 12 月下旬頃以降入居**

令和8年 12 月3日(必着)までに婚姻届受理証明書を提出された場合 ⇒ **令和9年1月下旬頃以降入居**

※４　**立退き等を証明する書類**

○　立退きが分かるもの（家主からの立退き宣告書等）を提出してください。

※５　生活状況申立書（第２号－２様式）

○　母子世帯及び父子世帯の方は提出してください。

給与所得の方（アルバイト・パートを含む）

現在の職場	収入の計算期間	証明書の種類	証　明　先
令和７年１月１日以前から引き続き勤務している方	令和７年１月１日から令和７年 12 月 31 日まで	●令和７年分源泉徴収票（写し）（印字されたものは証明印省略可）	勤　務　先 **（証明印押印のものに限る）**
令和７年中に１ヶ月以上休職された方	申込月の前月からさかのぼった１年間	●給与支払証明書（この案内書に添付のもの）	
令和７年１月２日以降に就職し、申込時までに１年以上勤務している方	申込月の前月からさかのぼった１年間	●給与支払証明書（この案内書に添付のもの）	勤　務　先 **（証明印押印のものに限る）**
就職してから１年未満の方	就職した月から申込月の前月まで	●給与支払証明書（この案内書に添付のもの）	勤　務　先 **（証明印押印のものに限る）**

○就職後１年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12\text{か月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$$

事　業　所　得　の　方

現在の事業	所得の計算期間	証明書の種類	証　明　先
令和７年１月１日以前から引き続き営業している方	令和７年１月１日から令和７年 12 月 31 日まで	●営業実績証明書（この案内書に添付のもの）により「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入	本人による証明
令和７年１月２日以降に開業し、申込時までに１年以上営業している方	申込月の前月からさかのぼった１年間	●営業実績証明書（この案内書に添付のもの）により「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入	本人による証明
現在の事業を開業後、申込時までに１年に満たない方	開業した月から申込月の前月まで	●営業実績証明書（この案内書に添付のもの）により「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入	本人による証明

○開業１年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12\text{か月} = \text{推定年間総所得金額}$$

○推薦決定者は、令和７年度分の確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）を提出してください。（申込時に提出された方は必要ありません。）

２　推薦決定後に必要な書類

申　込　書　類	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	障害者世帯
住民票（入居予定者全員分）　※１	○	○	○	○
令和８年度　課税証明書　※２	○	○	○	○
所有権移転登記後の登記簿謄本、売却決定通知　※３	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ
離婚届受理証明書　※４	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ

※１　住民票（発行後３か月以内）

○　府営住宅入居者選考委員会への推薦が決定された方のみ、世帯全員（婚約者を含む。）の住民票を提出してください。

○　住民票は、**「世帯主」又は「世帯主との続柄」の記載があるもの**（外国人住民の場合は、**「在留機関等」「在留期間満了日」「在留資格」「国籍・地域」を明記したもの**）が必要です。

○　同居世帯で世帯分離や結婚等で申し込む場合でも、入居予定者を含む**世帯全員の住民票**を提出してください。

※２　令和８年度　課税証明書

○　府営住宅入居者選考委員会への推薦が決定された方は、令和８年度課税証明書（令和７年の所得の金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの）を提出していただきます。

※３　所有権移転登記後の登記簿謄本、売却決定通知

○　自家所有の方は、上記書類を令和８年 12 月３日（必着）までに提出してください。

※４　離婚届受理証明書

○　離婚協議中の申込の方は、上記書類を令和８年 12 月３日（必着）までに提出してください。

※５　その他

○　必要に応じて、戸籍謄本や家賃額の分かる書類等を提出いただくことがあります。

５．入居までの手続

申込受付
郵送により受付
（入居申込書、源泉徴収票等を同封）※宛先は本募集案内書のＰ１を、添付書類はＰ２０をご覧ください。

→

審　査
入居申込書により審査を行います。

→

推薦決定
募集団地ごとに、優先度が高い方を募集戸数に応じて選考委員会へ推薦します。
（８年 12 月上旬）

→

選考委員会
府営住宅入居者選考委員会の審議を経て入居予定者が決定されます。

→

選考結果通知・入居説明会
合格・補欠者に対し、合格等選考結果を通知します。
合格者（入居予定者）に対し、合格通知・契約関係書類及び入居案内資料一式を郵送します。
（８年 12 月中旬頃）

→

鍵渡し
敷金を納入し、入居に必要な書類を提出した方に鍵を渡します。
（８年 12 月下旬頃）

→

入　居
鍵渡しの日（入居指定日）から１５日以内に入居してください。

※婚姻届・離婚届等の提出日により令和９年１月下旬頃

注１　審査の結果、府営住宅入居者選考委員会への推薦が決定された方については、住民票などの提出についてお知らせしますので、提出期限までに必ず提出してください。（電話でご連絡する場合がありますので、確実に連絡がつく連絡先の電話番号を入居申込書に記入してください。）

注２　推薦又は当選を辞退される場合は、速やかに辞退届をご提出ください。

その他

１　緊急連絡先
入居に当たっては緊急連絡先の届出が必要です。詳細については入居案内資料等を確認してください。
〇緊急連絡先についての注意事項

⑴ 入居者及び緊急連絡先の個人情報について、管理上必要となる範囲で収集、利用、提供することについて同意をお願いしており、この目的以外には使用いたしません。
⑵ 入居者の安否確認、事件・事故等の緊急時にご協力をお願いする場合がありますので可能な限り同居者以外の親族で連絡のつきやすい方を届け出てください。ただし、難しい場合は、親族以外の方又は法人その他の団体（福祉施設等）でも構いません。
⑶ 緊急連絡先はできるだけ２人届け出てください。ただし、難しい場合は、１人でも構いません。
※なお、令和２年４月１日以降、連帯保証人が不要となりました。

２　敷金として家賃月額３か月分を鍵渡しまでに納付し、鍵渡し時に領収書のコピーを提出してください。
日割家賃が発生する場合は別途期限までに納付してください。

３　府営住宅には、無断で他の親族等を同居させることはできません。

４　府営住宅では動物の飼育はできません。
（犬や猫などを飼いますと、なき声・臭い等で隣近所に迷惑をかけますので、絶対に飼わないでください。）

５　府営住宅を住まい以外の目的に使用することはできません。

６　その他府営住宅条例・規則及び京都府の指示に従わなければなりません。

府営住宅では、防火・防犯活動、共有部分の清掃活動など、団地全体の良好な環境のため、自治会が重要な役割を果たしており、入居後は自治会活動に積極的に参加していただきます。
特に、共有部分の清掃活動などへの参加については、入居者として当然の義務であり、積極的に参加してください。
また、階段の通路灯の電気料金など共同施設の管理運営に必要な共益費の負担が必要です。

○民間賃貸住宅等への入居支援のご案内○

京都府住居支援協議会では、住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、障害者、低額所得者、被災者など住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため次のような制度があります。

①高齢者等入居サポーター
民間賃貸住宅の貸主や民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者に対し、各種制度の情報提供や助言を行う宅地建物取引業等の従業者をサポーターとして登録しています。
［連絡先はＰ．２６～３０に掲載］

②住宅確保要配慮者住居支援法人
住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証、賃貸住宅への入居等に関する情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援を行う法人を指定しています。
［連絡先はＰ．３２～４８に掲載］

制度については、京都府建設交通部住宅政策課（０７５－４１４－５３６１）にお問い合わせください。

民間賃貸住宅への入居に関する
高齢者等入居サポーターの概要

〇民間賃貸住宅の貸主や民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等に対し、各種制度の情報提供や助言を行う宅地建物取引業等の従業者をサポーターとして登録

〇府内の宅建事業者66名を登録（R8/4/1時点）

【支援イメージ】

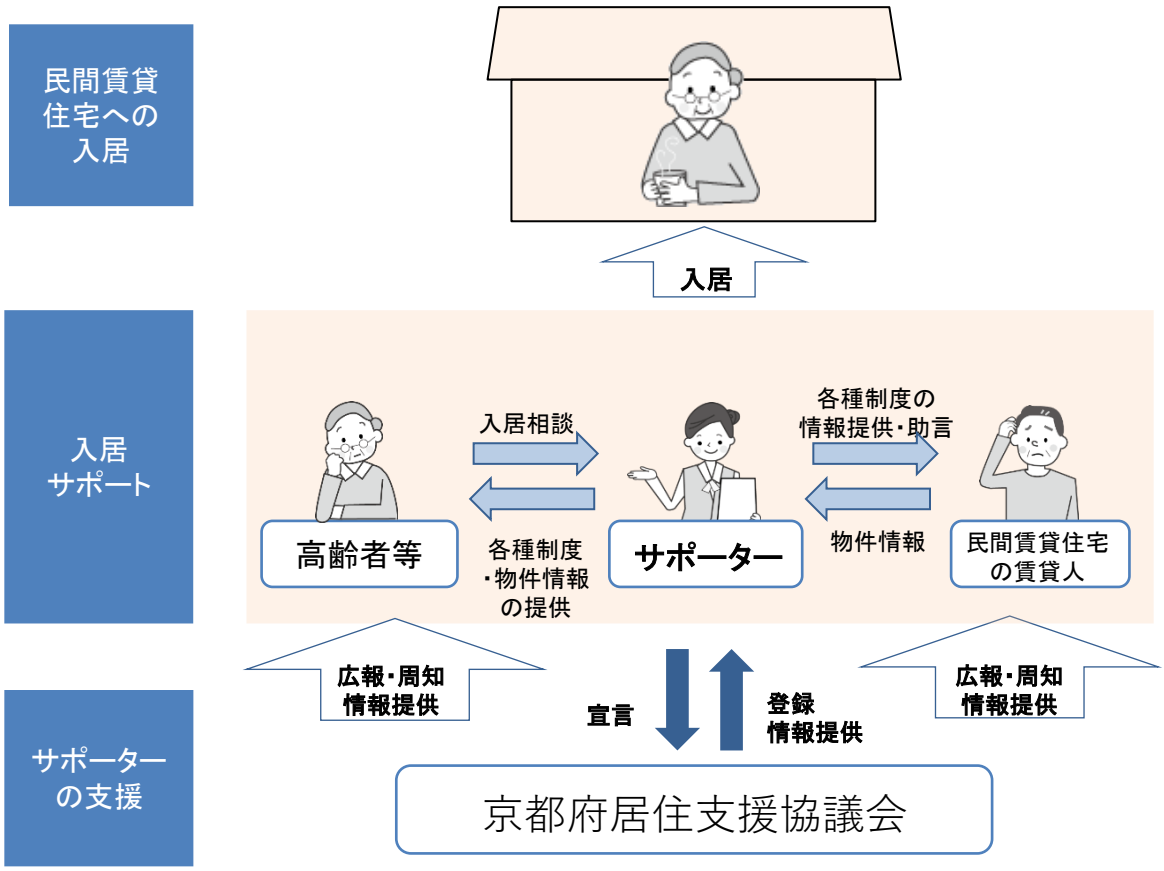

京都府居住支援協議会　　高齢者等入居サポーター名簿

令和8年4月1日現在

登録番号	氏名	所属事務所	所在地	電話番号	FAX番号	ホームページURL
8	吉田　創一	株式会社フラットエージェンシー	〒603-8165 京都市北区紫野西御所田町9-1	075-431-0669	075-431-2424	https://flat-a.co.jp
40	陳　怡蓉	株式会社フラットエージェンシー	〒603-8165 京都市北区紫野西御所田町9-1	075-411-0669	075-431-0660	https://flat-a.co.jp
41	土岐　美樹子	有限会社京都くらし支援センター	〒603-8072 京都市北区上賀茂竹ヶ鼻町10番地	075-721-7324	075-721-7324	http://kurashi.best/
70	吉田　光一	株式会社フラットエージェンシー	〒603-8165 京都市北区紫野西御所田町9-1	075-431-0669	075-431-2252	https://flat-a.co.jp
81	髙島　ゆか	株式会社観檜不動産	〒603-8158 京都市北区紫野宮西町14-8 パラッツォ紫野院101号室	075-334-5638	075-334-5833	https://www.kanrofudousan.jp/
32	大石　美佐	アーネストワークス株式会社	〒602-8343 京都市上京区利生町288-1	075-466-6570		
69	江本　圭伸	キーライフジャパン	〒602-0871 京都市上京区俵屋町457北西ビル2階	075-708-6663	075-708-6664	
47	髙橋　保郎	ミニミニFC出町柳店　株式会社永都	〒606-8204 京都市左京区田中下柳町8-13	075-762-0300	075-762-0301	https://www.eito8.jp
74	岡本　重弘	あかりプロジェクト	〒606-8285 京都市左京区北白川東久保田町13-2 第五京銀ビル401	075-707-1616	075-707-1600	
94	稲井　一喜	カインドホーム	〒606-0843 京都市左京区下鴨水口町７－１水口ハイツ102	075-366-4204	075-366-4359	
1	石本　浩治	株式会社学生ハウジング	〒604-0846 京都市中京区金吹町461番地 京都烏丸御池ビル4階	075-223-3215	075-223-3344	http://3215.co.jp
56	芦田　明子	株式会社ホーム・ライフ	〒604-8381 京都市中京区西ノ京職司町67-31	075-432-7201	075-432-7211	https://www.homelife-kyoto.co.jp/
57	田中　哲	株式会社ホーム・ライフ	〒604-8381 京都市中京区西ノ京職司町67-31	075-432-7201	075-432-7211	https://www.homelife-kyoto.co.jp/
73	松浦　立樹	株式会社ハチノジ	〒604-8846 京都府京都市中京区壬生西檜町11―3　2F	075-874-4282	075-874-4283	https://www.hachinoji.co.jp/

京都府居住支援協議会　　高齢者等入居サポーター名簿

令和8年4月1日現在

登録番号	氏名	所属事務所	所在地	電話番号	FAX番号	ホームページURL
86	梶原 恭隆	株式会社ホーム・ライフ	〒604-8381 京都市中京区西ノ京職司町67-31	075-432-7201	075-432-7211	https://www.homelife-kyoto.co.jp/
87	長岡　俊成	株式会社ホーム・ライフ	〒604-8381 京都市中京区西ノ京職司町67-31	075-432-7201	075-432-7211	https://www.homelife-kyoto.co.jp/
96	竹林　大喜	協立ハウジング株式会社	〒604-8823 京都市中京区壬生松原町13-11	075-802-6060	075-802-6070	https://www.kyourituhousing.com/
95	大野木　一彦	株式会社ランドスタイリング	〒605-0971 京都市東山区今熊野椥ノ森町45番地6 ランドスタリングビル1階	075-748-1115	075-748-1116	http://www.kyoto-land1115.com/
48	橋本　浩和	株式会社フラットエージェンシー	〒600-8216 京都市下京区東塩小路町843-2 日本生命ヤサカビル7F	075-341-0669	075-341-0670	https://flat-a.co.jp
66	新田　英樹	株式会社長栄 西京極センター	〒615-0805 京都市右京区西京極東池田町39アフリー太田1F	075-315-3022	075-315-3036	https://www.kk-choei.co.jp/eigyo/nishikyougoku/
80	林　嘉伸	プレールクリエイション株式会社	〒600-8459 京都市下京区松原通西洞院西入る天神前町350番地2　More西洞院2F	075-342-1112	075-342-1113	http://plaire-kyoto.co.jp/
18	吉村　洋幸	スーク・キョウト合同会社	〒601-0251 京都市右京区京北周山町上寺田8	075-852-0077	075-852-0081	http://www.souk-kyoto.jp/
67	上野　俊	株式会社長栄　京都駅前センター	〒600-8213 京都市下京区東塩小路向畑町20-7 CMM京都駅前1階	075-353-0350	075-353-0351	https://www.kk-choei.co.jp/eigyo/kyoto/
84	川口　正和	株式会社KOTO	〒616-8214 京都市右京区常盤古御所町1番地9	075-464-0568	075-334-6129	
89	野原　正光	有限会社アンクルホーム	〒616-8122 京都市右京区太秦井戸ケ尻町21番地2	075-873-2030	075-873-2040	https://www.uncle-h.co.jp/
22	渡邊　博子	株式会社スリーシー	〒601-1354 京都市伏見区醍醐構口町28-1 ルネス・ピース醍醐1F	075-575-4040	075-575-4041	http://3c-cp.com
43	中野　奈央子	株式会社スリーシー	〒601-1354 京都市伏見区醍醐構口町28-1 ルネス・ピース醍醐1F	075-575-4040	075-575-4041	http://3c-cp.com
60	粟津　真由美	株式会社都ハウジング	〒612-0025 京都市伏見区深草キトロ町30-12	075-641-3180	075-645-3195	http://www.miyako-h.co.jp/

京都府居住支援協議会　　高齢者等入居サポーター名簿

令和8年4月1日現在

登録番号	氏名	所属事務所	所在地	電話番号	FAX番号	ホームページURL
68	吉谷　典之	株式会社長栄 西京極センター	〒615-0805 京都市右京区西京極東池田町39アフリー太田1F	075-315-3022	075-315-3036	https://www.kk-choei.co.jp/eigyo/nishikyougoku/
72	軍司　英樹	株式会社都ハウジング	〒612-0025 京都市伏見区深草キトロ町30	075-641-3191	075-645-3195	http://www.miyako-h.co.jp/
77	松井　敏幸	トラスト・インク有限会社	〒612-0058 京都市伏見区桃山長岡越中南町 53-3	075-611-2522	075-611-2344	https://www.besthome.ne.jp/kyoutanabe/
78	吉田　卓司	トラスト・インク有限会社	〒612-0058 京都市伏見区桃山長岡越中南町 53-3	075-611-2522	075-611-2344	https://www.besthome.ne.jp/kyoutanabe/
88	西野　泰弘	株式会社都ハウジング	〒612-0025 京都市伏見区深草キトロ町30	075-645-3191	075-645-3195	http://www.miyako-h.co.jp/
17	田中　勇人	五洋住販	〒607-8305 京都市山科区西野山中臣町26番地98	075-501-2250	075-501-2260	
83	山本　英生	株式会社Y’s	〒607-8080 京都市山科区竹鼻竹ノ街道町92ラクトC棟1F	075-582-6060	075-582-6071	www.kyoto-Chintai.com
24	井上　泰助	有限会社賃貸情報館すみかえーる	〒615-8221 京都市西京区上桂東ノ口町１６１番地	075-382-3770	075-382-3771	
58	齊尾　亨	一般社団法人高齢者住宅支援連絡会	〒615-8281 京都市西京区松尾木ノ曽町38-15	075-393-7511	075-393-7510	https://sites.google.com/view/kizunaclub/
15	山下　裕	福知山不動産株式会社	〒620-0044 福知山市字裏ノ3番地	0773-22-2810	0773-23-8136	http://www.fu-fudousan.co.jp
61	岩崎　英一	株式会社イワサキハウス	〒620-0882 福知山市字堀2196番地の4	0773-22-8581	0773-22-8583	http://www.i-house51.jp
71	名取　貴春	アイシンクス不動産有限会社	〒625-0036 舞鶴市字浜767番地の3	0773-62-0505	0773-62-1661	https://i-thinks.co.jp
90	角山　志帆	有限会社丸榮住販	〒625-0057 京都府舞鶴市南浜町22番地1	0773-64-1700	0773-64-1901	https://www.maruei-ltd.jp/
91	角山　菜々子	有限会社丸榮住販	〒625-0057 京都府舞鶴市南浜町22番地1	0773-64-1700	0773-64-1901	https://www.maruei-ltd.jp/

京都府居住支援協議会　　高齢者等入居サポーター名簿

令和8年4月1日現在

登録番号	氏名	所属事務所	所在地	電話番号	FAX番号	ホームページURL
92	松山　竜樹	有限会社丸榮住販	〒625-0057 京都府舞鶴市南浜町22番地1	0773-64-1700	0773-64-1901	https://www.maruei-ltd.jp/
93	山口　凱士	有限会社丸榮住販	〒625-0057 京都府舞鶴市南浜町22番地1	0773-64-1700	0773-64-1901	https://www.maruei-ltd.jp/
98	松尾　秀樹	株式会社松翔不動産	〒624-0913 京都府舞鶴市字上安久221番地4	0773-75-8001	0773-75-8003	https://matsushou-realestate.co.jp/
99	森野　真充	大象クリエート株式会社	〒624-0853 京都府舞鶴市字南田辺小字南表町49-45	0773-75-1648	0773-75-8699	https://daizou49-45.com/
62	久木　圭史	株式会社マルエム	〒623-0066 綾部市駅前通34番地	0773-43-2787	0773-43-2078	https://marum.co.jp
14	松本　浩信	松浩不動産有限会社	〒611-0021 宇治市宇治妙楽180-30ショウコウビル1F	0774-20-8577	0774-20-8578	http://www.shoko-re.co.jp/
21	延谷　均	町並不動産株式会社	〒601-1391 宇治市東笠取梅谷26番地	075-573-4321	075-571-4771	https://www.zennichi.net/m/machinamihome/
25	長沢　洋	有限会社アクセスホーム	〒621-0832 亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番6-1号	0771-25-0555		https://www.athome.co.jp/ahki/accesshome.html
27	芦田　正吾	株式会社あしだ建設	〒621-0804 亀岡市追分町谷筋37-33ナカムラビル1F	0771-29-5500	0771-29-5510	http://www.ashida-kensetsu.co.jp
28	芦田　千春	株式会社あしだ建設	〒621-0804 亀岡市追分町谷筋37-33ナカムラビル1F	0771-29-5500	0771-29-5510	http://www.ashida-kensetsu.co.jp
75	中林　和康	株式会社ハウツーホーム 大久保センター	〒611-0031 宇治市広野町茶屋裏5番地1	0774-44-5005	0774-44-5001	https://www.howtohome.net/store/ohkubo
20	大川　猛	グリーンハウジング	〒617-0005 向日市向日町南山28サングリーンハイツ1階	075-934-8473	075-934-8487	http://greenhousing.jp/
46	吉野　輝永	株式会社のぞみハウジング	〒617-0002 向日市寺戸町向畑52番地12	075-924-0707	075-924-0770	http://www.nozomi-kanri.co.jp
82	増山　エリ子	エリ商会	〒617-0823 京都府長岡京市長岡1-14-7	075-955-9068	075-955-9069	https://www.instagram.com/eri_syoukai/

京都府居住支援協議会　　高齢者等入居サポーター名簿

令和8年4月1日現在

登録番号	氏名	所属事務所	所在地	電話番号	FAX番号	ホームページURL
49	久保田　敦士	株式会社ジョウムラハウジング	〒614-8374 八幡市男山石城4番地18	075-982-6550	075-981-9722	http://j-housing.com
97	本田　雄一	株式会社ジョウムラハウジング	〒614-8374 八幡市男山石城4番地18	075-982-6550	075-981-9722	https://j-housing.com/wp/
38	佐々木　貴子	清栄ハウジング株式会社	〒610-0361 京田辺市河原北口21-6	0774-63-5080	0774-63-5081	http://seiei-housing.co.jp/
39	田村　永之介	株式会社バン・ネット・システム	〒610-0334 京田辺市田辺中央6丁目7番地8 エルコートビル1F	0774-63-4700	0774-63-4520	https://www.van-net.jp/
42	中谷　祥彰	株式会社YNG　住まいのKAN	〒610-0332 京田辺市輿戸久保52番地3	0774-65-5201	0774-65-5202	http://sumainokan.com
76	高橋　辰徳	株式会社京都ベストホーム	〒610-0334 京田辺市田辺中央1丁目6-3　2F	0774-66-3083	0774-66-7630	https://www.besthome.ne.jp/kyoutanabe/
79	中田　喬子	Rennovater株式会社	〒610-0354 京田辺市山手南4丁目7番3	080-3314-7241	050-3488-8259	https://rennovater.co.jp
100	藤岡　伸幸	株式会社YNG　住まいのKAN	〒610-0332 京田辺市輿戸久保52番地3	0774-65-5201	0774-65-5202	http://sumainokan.com
64	嶋田　健一郎	丹後中央不動産株式会社	〒629-2502 京丹後市大宮町河辺451-2	0772-68-0068	0772-66-3168	https://www.tancyu-f.com
85	福島　和彦	まるふく産商株式会社	〒629-3101 京丹後市網野町網野747	0772-72-0570	0772-72-4331	https://marufukusansyou.co.jp

掲載順について：市町村コード（総務省）順、登録番号順に掲載しています。

＜民間賃貸住宅への入居支援＞

居住支援法人の概要

〇居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定
〇住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証、賃貸住宅への入居等に関する情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援を行う法人を指定

●京都府 居住支援法人の指定状況
・49団体（R8.4.24時点）

● 居住支援法人に指定される法人
・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
・社会福祉法人
・居住支援を目的とする会社　等

● 居住支援法人の行う業務
①登録住宅の入居者への家賃債務保証
②住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
③見守りなど要配慮者への生活支援
④賃貸人への賃貸住宅の供給の促進に関する情報提供
⑤残置物処理等（モデル契約条項を活用して実施）
⑥その他上記業務に附帯する業務

【支援イメージ】

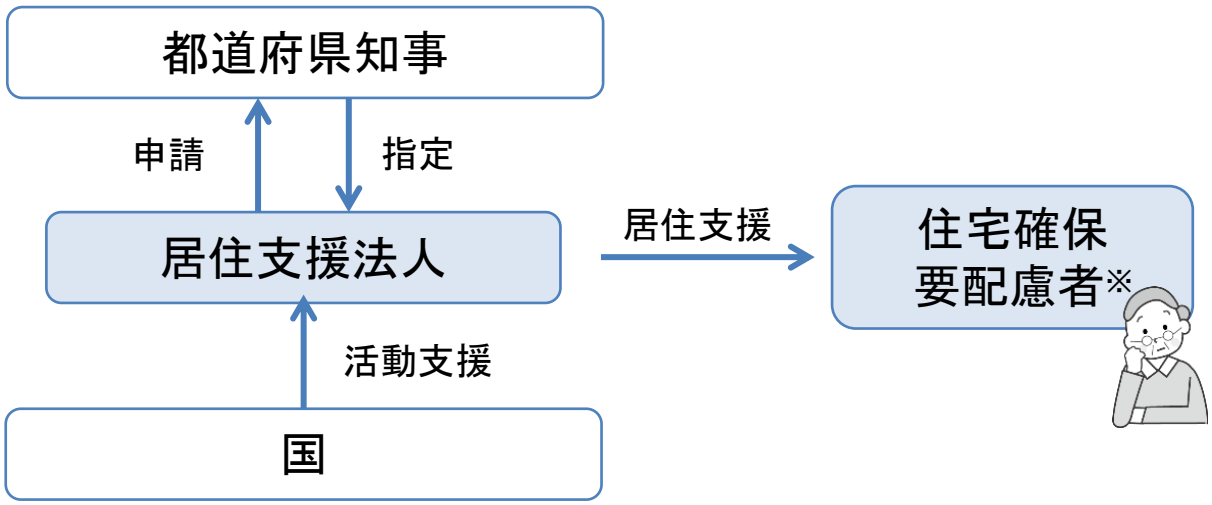

※高齢者、障害者、低額所得者、被災者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要するもの

京都府居住支援法人のご紹介 ①

ホームネット 株式会社

【所在地】東京都中野区中野　　☎フリーダイヤル：0120-460-560
【業務エリア】京都府全域
【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、家財整理・処分
【支援対象】高齢者

一般社団法人 きょうのくらしがかり

【所在地】京都市西京区　　☎050-1049-8481
【業務エリア】京都市
【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、新婚世帯、UIJ ターン転入者、妊婦、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

有限会社 京都（きょうと）くらし支援（しえん）センター

【所在地】京都市北区　　☎070-8324-3227
【業務エリア】京都市
【支援業務】入居相談対応（弊社所有物件、サブリース物件即入居可能）、家賃債務保証、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供、転居引っ越しにかかわる業務、家財整理・処分、死後事務委任等
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、新婚世帯、UIJ ターン転入者、妊婦、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般
直接自社物件を提供しますのでどなたも拒みません。
生活保護の方、連帯保証人のない方、緊急連絡先がない方、どなたでもご相談ください！

京都府居住支援法人のご紹介 ②

一般社団法人 my whereabouts（マイ ウェアアバウツ）

【所在地】京都市東山区　☎090-8526-3974

【業務エリア】京都市

【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、家財整理・処分、死後事務委任

【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者、低額所得者、虐待・DV・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、被災者、児童養護施設退所者、ＬＧＢＴ、その他入居中の見守りを希望される方

一般社団法人 高齢者住宅支援連絡会（こうれいしゃじゅうたくしえんれんらくかい）

【所在地】京都市西京区　☎075-393-7511

【業務エリア】京都市、向日市、長岡京市、亀岡市、南丹市

【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、家財整理・処分、終活支援、死後事務委任　など

【支援対象】高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV 被害者、児童虐待を受けた者、犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、新婚世帯、LGBT、UIJ ターンによる転入者、妊娠している者がいる世帯、など

Rennovater（リノベーター） 株式会社

【所在地】京田辺市　☎0774-27-1740・080-3314-7241

【業務エリア】京都府全域

【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、家財整理・処分、死後事務委任　など

【支援対象】、高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、新婚世帯、UIJ ターン転入者、妊婦、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般、直接自社物件を提供しますのでどなたも拒みません

京都府居住支援法人のご紹介 ③

株式会社 永都（えいと）

【所在地】京都市左京区　　☎075-754-8300(直通)　又は 075-762-0300

【業務エリア】京都市

【支援業務】入居相談対応、家賃債務保証、安否確認・見守り、家財整理・処分、死後事務委任

【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、新婚世帯、妊婦、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

株式会社 居場所（いばしょ）

【所在地】京都市右京区　　☎075-874-5263

【業務エリア】京都市

【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り　など

【支援対象】高齢者、障害者、生活困窮者、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、低額所得者、児童養護施設退所者

一般社団法人 GreenHand（グリーンハンド）

【所在地】京都市南区　　☎075-286-4591

【業務エリア】京都市

【支援業務】入居相談対応、生活・就労相談、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供　など

【支援対象】障害者、子育て世帯、生活困窮者、外国人、被災者、児童養護施設退所者、など

京都府居住支援法人のご紹介 ④

株式会社 ハチノジ

【所在地】京都市中京区　　☎075-874-4282
【業務エリア】京都市
【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、家財整理・処分、死後事務委任　など
【支援対象】高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV 被害者、児童虐待をうけた者、犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、新婚世帯、
LGBT、IJ ターンによる転入者、妊娠している者がいる世帯、など

株式会社 フラットエージェンシー

【所在地】京都市北区　　☎075-411-0669
【業務エリア】京都市
【支援業務】入居相談対応、家賃債務保証、安否確認・見守り、家財整理・処分
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者、低額所得者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、被災者、新婚世帯、LGBT、UIJ ターンによる転入者、妊娠している者がいる世帯、住宅確保に配慮が必要な方全般（ハンセン病療養所入所者、更生保護対象者等を除く）

株式会社 ホーム・ライフ

【所在地】京都市中京区　　☎075-432-7201
【業務エリア】京都市
【支援業務】入居相談対応、家賃債務保証、安否確認・見守り、家財整理・処分　など
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、低額所得者、生活困窮者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、新婚世帯、UIJ ターンによる転入者、LGBT、妊娠している者がいる世帯、等住宅の確保に配慮が必要な方全般♪
その他お困りのことがあればお気軽にご相談ください★

京都府居住支援法人のご紹介 ⑤

一般社団法人 京都高齢者サポート協会（きょうとこうれいしゃ きょうかい）

【所在地】京都市下京区　☎075-933-1120
【業務エリア】京都府全域
【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供、家財整理・処分、死後事務委任など
【支援対象】住宅の確保に配慮が必要な方全般（ハンセン病療養所入所者、更生保護対象者等を除く）

一般社団法人 絆（つなぐ）

【所在地】京都市右京区　☎075-334-6128
【業務エリア】京都府全域
【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供、家財整理・処分、死後事務委任など
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、新婚世帯、UIJ ターン転入者、妊婦、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

美庄（びしょう） 合同会社（居住支援センター　ビィライフ）

【所在地】京都市伏見区　☎075-205-2207
【業務エリア】京都市、宇治市、久御山町
【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、困難な問題を抱える女性、被災者

京都府居住支援法人のご紹介 ⑥

K’ｓＳｔｕｄｉｏ（ケーズスタジオ） 合同会社

【所在地】京都市西京区　　☎090-4769-5598

【業務エリア】京都市、向日市、長岡京市、亀岡市

【支援業務】入居相談対応、家賃債務保証、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供、家財整理・処分、死後事務委任　など

【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV、虐待、犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、被災者、海外からの引き揚げ者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJ ターンによる転入者、妊娠しているものがいる世帯、等の住宅の確保に配慮が必要な方

株式会社 アイバード

【所在地】京都市西京区　　☎090-5258-4713

【業務エリア】京都市

【支援業務】入居相談対応、家賃債務保証、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供、家財整理・処分、死後事務委任　など

【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、新婚世帯、UIJ ターン転入者、妊婦、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

合同会社 オフィスルピナス

【所在地】京都市上京区　　☎090-3762-5835/075-600-2656

【業務エリア】京都市

【支援業務】入居相談対応、家賃債務保証、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供、家財整理・処分、死後事務委任　など

【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、新婚世帯、UIJ ターン転入者、妊婦、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

京都府居住支援法人のご紹介 ⑦

株式会社 あかり

【所在地】京都市左京区　　☎080-5333-7882/075-707-1616

【業務エリア】京都府全域

【支援業務】入居相談対応（弊社所有物件、即入居可能物件もあります）、家賃債務保証、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供、転居・引越に関わる業務、家財整理・処分、死後事務委任など

【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた人等、被災者、海外からの引き揚げ者、新婚世帯、児童養護施設退所者、JGBT、UIJ ターン転入者、妊娠している人がいる世帯、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般、その他お困りごとがありましたらお気軽にご相談ください。

株式会社 都（みやこ）ハウジング

【所在地】京都市伏見区　　☎075-645-3191

【業務エリア】京都市、宇治市、長岡京市、向日市、八幡市、城陽市、久御山町

【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供、家財整理・処分、住宅改修相談、空き家管理、退去時支援など

【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、被災者、新婚世帯、UIJ ターンによる転入者、妊娠している者がいる世帯、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般。
賃貸物件だけでなく、老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の紹介もしております。

一般社団法人 ルトレッフル

【所在地】久御山町　　☎080-3794-7678

【業務エリア】京都府全域

【支援業務】入居相談対応・施設紹介、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供、金銭管理、死後事務委任、家財整理・処分など

【支援対象】障がい者、子育て世帯、虐待・DV 被害者、生きづらさを抱えた若者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、高齢者等住確に配慮が必要な方

京都府居住支援法人のご紹介 ⑧

一般社団法人 くらしの解決研究所（かいけつけんきゅうしょ）

【所在地】京都市上京区　☎075 -708-7345
【業務エリア】京都府全域
【支援業務】入居時相談対応、転居引越しにかかる業務、家財整理・処分、死後事務委任、安否確認、見守り、緊急連絡先の提供
【支援対象】高齢者、障碍者、子育て世帯（ひとり親世帯含む）、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV ・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、新婚世帯、UIJ ターン転入者、妊婦、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

株式会社 レクスド

【所在地】京都市南区　☎080-9305-3754
【業務エリア】京都市
【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供　など
【支援対象】高齢者、障害者、保護観察対象者等　他要ご相談

合同会社 Ionear（イオニアー）

【所在地】京都市西京区　☎075-874-7982
【業務エリア】京都市
【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、家財整理・処分、死後事務委任
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、外国人、　ＤＶ被害者、児童虐待をうけた者、犯罪被害者、生活困窮者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、その他住宅確保要配慮者

京都府居住支援法人のご紹介 ⑨

株式会社 Ｙ’ｓ（ワイズ）

【所在地】京都市山科区　　☎090-3610-6060/075-582-6060

【業務エリア】京都市、亀岡市、宇治市、城陽市、京田辺市、井手町、精華町、長岡京市、向日市、久御山町

【支援業務】　お部屋探し（保証人無し、高齢者・障害者の対応）・安否確認・見守り・家賃保証会社・緊急連絡先のご案内・引越業者のご案内・荷物の処分の格安業者ご案内・リサイクル家具家電のご紹介・契約書や鍵渡しをご自宅までご訪問サービス・お客様目線にてのご案内・ご自宅のご売却等のお手伝い

【支援対象】　高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、児童虐待対象者、ＤＶ・虐待・性犯罪者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、新婚世帯、LGBT、ＵＩＪターン転居者・妊婦

当社はお客様目線にてのお部屋探し・お困りごとについて、納得をされるまで、ご相談にのらせて頂きます。シニア・障害者・生活保護の方も相当数の件数を仲介しておりますので、ご安心してご相談ください。一生懸命頑張ります！

特定非営利活動法人 happiness（ハピネス）

【所在地】京都市南区　　☎080-2150-2648

【業務エリア】京都市

【支援業務】入居前支援(相談窓口や訪問等による相談対応や、不動産店等への同行、緊急連絡先の確保等)、入居中の居住支援(訪問等による見守りサービスや、緊急時の駆けつけ対応、生活相談や就労支援等)

【支援対象】障害者、子育て世帯、生活困窮者、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、被災者、児童養護施設退所者など

京都府居住支援法人のご紹介 ⑩

一般社団法人 最喜（さいき）

【所在地】京都市南区　　☎075-600-0320
【業務エリア】京都市、向日市、長岡京市
【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、家財整理・処分、死後事務委任　など
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、被災者、妊娠している者がいる世帯、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

株式会社 ランドスタイリング

【所在地】京都市東山区　　☎075-708-7294
【業務エリア】京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町
【支援業務】入居相談対応（弊社所有物件、サブリース物件あり。即入居可能）、安否確認・見守り、生活相談、就労相談、書類作成補助、家財整理、転居相談、家財整理・処分、死後事務委任等
【支援対象】高齢者、障害者、低額所得者、生活困窮者、外国人、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、LGBT、UIJ ターン転入者など

合同会社 セブンスターズ

【所在地】京都市右京区　　☎070-8552-7738
【業務エリア】京都市
【支援業務】住宅確保要配慮者への入居支援（住まい探しの相談、賃貸住宅の紹介、不動産仲介店への同行、契約時の立会い）、居住中の支援（生活相談、関係機関との連携支援、ハローワークへの同行といった就労支援）
【支援対象】高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV 被害者、困難な問題を抱える女性、児童養護施設退所者

京都府居住支援法人のご紹介 ⑪

株式会社 ヤマショウ

【所在地】京都市南区　　☎075-693-1117

【業務エリア】京都市、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町

【支援業務】入居相談対応（弊社所有物件、サブリース物件即入居可能）、家賃債務保証、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供、転居引っ越しにかかわる業務、家財整理・処分、死後事務委任等

【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、新婚世帯、UIJ ターン転入者、妊婦、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般、生活保護の方、連帯保証人のない方、緊急連絡先がない方、どなたでもご相談ください。

合同会社 SHUJU（シュウジュウ）

【所在地】京都市左京区　　☎075-771-9590

【業務エリア】京都市

【支援業務】入居相談対応、家賃債務保証業者との連携、転居引っ越しにかかわる業務等

【支援対象】障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、新婚世帯、UIJ ターン転入者、妊婦、
その他住宅の確保に配慮が必要な方全般、生活保護の方、連帯保証人のない方、
緊急連絡先がない方、どなたでもご相談ください。

京都府居住支援法人のご紹介 ⑫

ジェイリース 株式会社

【所在地】京都市中京区　　☎0570-010-201
【業務エリア】京都府全域
【支援業務】家賃債務保証、関連事業者との連携
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていたもの等、被災者、新婚世帯、UIJ ターン転入者、妊婦、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

一般社団法人 ひろがるエール

【所在地】京都市上京区　　☎070-6483-2106
【業務エリア】京都市
【支援業務】入居相談対応、不動産店同行・契約立ち合い、安否確認・見守り
【支援対象】高齢者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、困難な問題を抱える女性、被災者、新婚世帯、妊婦、その他住宅の確保に配慮が必要な方

株式会社 ワーカ商店（しょうてん）

【所在地】京都市東山区　　☎075-748-1823
【業務エリア】京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町
【支援業務】入居相談対応（サブリース物件）、安否確認・見守り、生活相談、書類作成補助、家財整理、転居相談、家財整理・処分、死後事務委任等
【支援対象】高齢者、障害者、低額所得者、生活困窮者、外国人、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていたもの等、被災者、LGBT、UIJ ターン転入者など

京都府居住支援法人のご紹介 ⑬

株式会社 TOKISADA（トキサダ）

【所在地】京都市左京区　☎070-5045-9038
【業務エリア】京都市、綾部市、京丹波町
【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていたもの等、被災者、新婚世帯、UIJ ターン転入者、妊婦、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

株式会社 リアルスタイル

【所在地】京都市北区　☎075-492-7000
【業務エリア】京都市
【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、転居引っ越しにかかわる業務等
【支援対象】高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、困難な問題を抱える女性その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

一般社団法人 京都障害福祉（きょうとしょうがいふくし）サービスセンター

【所在地】京都市下京区　☎075-341-0552
【業務エリア】京都市
【支援業務】賃貸住宅入居相談、障がい者グループホーム入居相談、安否確認、見守り
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、新婚世帯、妊婦、UIJ ターン転入者、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

京都府居住支援法人のご紹介 ⑭

一般社団法人 あんしん生活協議会（せいかつきょうぎかい）

【所在地】精華町　☎0798-33-4567

【業務エリア】精華町、和束町、笠置町、南山城村

【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、家賃債務保証、家財整理・処分、死後事務委任

【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV 被害者、児童虐待をうけた者、犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていたもの等、被災者、新婚世帯、UIJ ターンによる転入者、妊娠している者がいる世帯、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

株式会社 ７０３（ななまるさん）

【所在地】京都市中京区　☎075-384-7033

【業務エリア】京都市

【支援業務】高齢者・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の企画・管理・サブリース、入居時：物件探し・契約事務のサポート等、居住中：定期訪問・安否確認・生活サポート・生活相談等、退去時：退去立ち合い・解約事務のサポート等、中国人スタッフ、英語可能スタッフ常駐

【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、中国残留邦人、DV・虐待、拉致被害者、困難な問題を抱える女性、被災者、新婚世帯、妊娠している者がいる世帯、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

公益財団法人 ソーシャルサービス協会（きょうかい）

＜公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター＞

【所在地】京都市南区　☎075-691-9416

【業務エリア】京都市

【支援業務】　入居相談対応、安否確認、見守り、家財整理、処分

【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていたもの等、被災者、新婚世帯、UIJ ターン転入者、妊婦、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

京都府居住支援法人のご紹介 ⑮

特定非営利活動法人 アライアンス

【所在地】京丹後市　　☎070-5430-3633
【業務エリア】京丹後市・与謝野町・宮津市
【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、家財整理・処分
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、被災者、新婚世帯、妊婦、UIJ ターン転入者、LGBT

特定非営利活動法人 あおのそら協会（きょうかい）

【所在地】京都市右京区　　☎075-823-0888㈹
【業務エリア】京都市、向日市、長岡京市、亀岡市、宇治市
【支援業務】入居相談対応、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供、家財整理・処分、死後事務委任など
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV・虐待・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていたもの等、被災者、新婚世帯、妊娠している者がいる世帯、UIJ ターンによる転入者、LGBT 等住宅確保に配慮が必要な方全般

株式会社 すむ管理（かんり）

【所在地】向日市　　☎075-934-6163
【業務エリア】京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、亀岡市
【支援業務】入居前の支援住宅をご紹介ご案内から契約までの支援と相談
入居中の見守り支援や生活支援、家賃債務保証、緊急時の対応
ご逝去後の事務委任や家財道具の整理など
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV 被害者、児童虐待を受けた者、困難な問題を抱える女性、保護観察対象等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、新婚世帯、UIJ ターン転入者、妊婦、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

京都府居住支援法人のご紹介 ⑯

Progress（プログレス）株式会社

【所在地】京都市下京区　　☎090-4673-0930

【業務エリア】京都市

【支援業務】入居前支援(不動産仲介業者と連携した物件情報の説明※必要な場合は母国語対応可内覧同行、契約時の立会い、緊急連絡先の確保、引越業者手配、家電・生活備品の調達支援、ライフラインの回線申込・契約支援)、生活支援、更新手続き支援　など

【支援対象】外国人
就業支援も行っています。気軽にお問合せ下さい。

一般社団法人実（み）のなる樹（き）

【所在地】京都市伏見区　　☎075-323-7984

【業務エリア】京都市、宇治市、城陽市、久御山町、京田辺市、八幡市、亀岡市

【支援業務】①　住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
②　見守りなど要配慮者への生活支援
③　その他上記業務に附帯する業務

【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯（ひとり親世帯含む）、低額所得者、外国人、ＤＶ被害者

株式会社ダイアモンドヘッド

刑余者、その他（被災者、児童養護施設退所者など）

【所在地】京都市下京区　　☎070-7791-1276

【業務エリア】京都市、向日市、宇治市、長岡京市、八幡市、亀岡市、城陽市、京田辺市、久御山町、精華町

【支援業務】高齢者住宅等への入居相談、入居時の買い物代行、引越し手伝い、安否確認、一般的な生活相談

【支援対象】高齢者、障害者、低額所得者、生活困窮者

京都府居住支援法人のご紹介⑰

株式会社　ナーシングケアＭ．Ｊ（エム ジェイ）

【所在地】京都市伏見区　　☎075-606-7085
【業務エリア】京都市、宇治市、久御山町、八幡市
【支援業務】入居相談対応、物件案内、内覧同行、安否確認、見守り、緊急連絡先の提供、
転居引っ越しにかかわる業務、家財整理・処分、
福祉部門との連携による、訪問介護、障害福祉、移動支援サービス、生活支援、自立支援、就労支援、福祉用具貸与。
介護施設入所が困難な方々には、施設マッチング支援「無料」
【支援対象】高齢者、障碍者、低額所得者、生活困窮者、DV 被害者、児童虐待を受けた者、犯罪被害者、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、被災者、妊娠している者がいる世帯、生活保護の方、連帯保証人のない方、緊急連絡先がない方、その他住宅の確保が困難な方々（ハンセン病療養所入所者は除く）

株式会社　メイクス

【所在地】宇治市　　☎0120-764-700
【業務エリア】京都市、宇治市、城陽市、久御山町
【支援業務】物件探し、入居相談、契約行為全般、引越し準備、居住中の相談業務、安否確認、
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、DV 虐待、
犯罪被害者、更生保護対象者、被災者、新婚世帯、妊婦、UIJ ターン転入者、
その他住宅の確保に配慮が必要な方全般

一般社団法人 優親福祉会（ゆうしんふくしかい）

【所在地】京都市右京区　　☎075-872-5800
【業務エリア】京都市
【支援業務】入居相談対応（弊社所有物件、サブリース物件即入居可能）、安否確認・ 見守り、緊急連絡先の提供、転居・引越に関わる業務、家財整理・処分、死後事務委任など。
【支援対象】高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、生活困窮者、外国人、虐待・犯罪被害者、被災者、新婚世帯、妊婦、UIJ ターン転入者、その他住宅の確保に配慮が必要な方全般。
その他お困り事がございましたらお気軽にご相談ください。

給 与 支 払 証 明 書

（京都府営住宅入居申込用）

住 所											
氏 名			就職年月日	年　　月　　日			職 種				
月 別	給 与 内 訳					給与総額	控 除 額		控 除 関 係		
	基 本 給	家族手当	時間外手当	そ の 他	賞与・臨時手当		所得税	その他			
年 月	円	円	円	円	円	円	円	円	控除対象配偶者の有無等（該当箇所に〇印）	有	
月										無	
月										老人	
月									控除対象扶養親族数（配偶者を除く）		
月											
月									特定	老人	その他
月									人	人	人
月									障害者の数		
月									特 別	その他	
月									人	人	
月									寡婦（該当する場合〇印）	ひとり親（該当する場合〇印）	16歳未満扶養親族
月											
計											人

給与支払日＿＿＿＿＿＿

給与計算締日＿＿＿＿＿＿

【記入上の注意】

①ボールペンでご記入ください。

②過去1年間の給与(就職後1年未満の場合は就職月からの給与)をご記入ください。

③後日賃金台帳と照合する場合がありますので正確にご記入ください。

④訂正箇所には訂正印(代表者印)を押印してください。

⑤通勤手当等非課税の所得は記入の必要はありません。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

給与支払者　所在地

電　話

名　称

代表者　　㊞

※ この欄は記入しないでください　（　　）× 12 ＋（　　）＝（　　）

（　　）

営 業 実 績 証 明 書

（京都府営住宅入居申込用）

住 所									
氏 名				営業開始 年 月 日	年 月 日		業 種		
月 別	総収入金額 (A)	必要経費 総額 (B)	必要経費内訳			所得総額 (A)−(B)	控除関係		
					その他				
年 月	円	円	円	円	円	円	控除対象配偶者の有無等 （該当箇所に○印）	有	
月								無	
月								老人	
月							控除対象扶養親族数 （配偶者を除く）		
月									
月							特定	老人	その他
月							人	人	人
月							障害者の数		
月							特 別	その他	
月							人	人	
月							寡婦 （該当する場合○印）	ひとり親 （該当する場合○印）	16歳未満扶養親族
月									
計									人

【記入上の注意】

①ボールペンでご記入ください。

②所得総額欄は所得税法第27条に定める総収入金額から必要経費を控除した金額(税、社会保険料等を控除する前の金額)をご記入ください。

③過去1年間の実績(営業開始後1年未満の場合は営業を始めた月からの実績)をご記入ください。

④後日台帳と照合する場合がありますので正確にご記入ください。

上 記 の と お り 相 違 あ り ま せ ん 。

令和　　年　　月　　日

住 所

名 称

氏 名　　㊞

※ この欄は記入しないでください　（　　）× 12 ＋（　　）＝（　　）

（　　）

第１号様式

府　営　住　宅　優　先　入　居　申　込　書

令和　　年　　月　　日

京都府知事　　様

ふりがな
氏　名

この申込書の記載内容が事実に相違するときは、申込みを無効とされても異議のないこと及び申込者又は同居しようとする親族が現在暴力団員ではなく、府営住宅等入居後も暴力団員とならないことを誓約し、次のとおり申し込みます。
また、入居者資格についての関係機関への照会に同意します。

申込者	申込区分	・高齢者世帯　・母子世帯　・父子世帯　・障害者世帯		
	ふりがな 氏　名		生年月日	明・大・昭・平・令 年　月　日（　　歳）
	現住所 ※右記の現住所は住民票の住所と（同じ・違う）	〒 現住所の欄の「違う」の場合は、住民票の住所を御記入ください。	電話 （昼間、連絡がつく番号）	
	勤務先 （名称及び所在地）	〒	電話	

入居者及び同居しようとする家族

ふりがな 氏　名	続柄	生年月日（年齢）	性別	職業・勤務先・学校名等	年間総収入額	同居・別居の状況（現在）
	本人	（　）				
		（　）				
		（　）				
		（　）				
		（　）				

希望する住宅　※第１希望のみではご希望に添えない可能性があるため、第２・３希望もご記入いただくことをお勧めします。

	第１希望	第２希望	第３希望
希望団地名			
番号	番	番	番
低階希望の有無	有・無（有りの理由　　）		

一般募集の申込状況（該当するものに〇をつけ、申込みした団地名を記入してください。）

一般募集（　　月）申込みの有無	有・無	団地名

（注）戦傷病者手帳、障害者手帳をお持ちの場合は、その写しを添付してください。

住宅困窮理由

住宅に困っている事情で該当するものすべてに〇印をして、具体的かつ詳しく記入してください。

１　狭小（例：住宅の居住面積が著しく狭い。）

（　　）

２　高家賃（例：家賃が高額である。）

（　　）

３　結婚等（例：住宅がないため結婚できない。離婚予定だが転居先が見つからない。）

（該当者は、結婚等の予定日を記入してください。令和　　年　　月　　日）

（　　）

４　立ち退き要求（例：自分の責任によらない理由で家主又は貸し主等から住宅の明け渡し又は立退きを命ぜられている。）

（　　）

５　環境劣悪（例：住宅以外の建物、場所に居住、又は保安上危険、衛生上有害な状態にある。）

（　　）

６　生活施設不便（例：他の世帯と同居で生活上の不便を受けている。又は風呂、便所等の施設がないため生活上不便である。）

（　　）

７　通勤困難（例：住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に住居を余儀なくされている。）

（　　）

８　通勤・転勤・退職（例：転勤・転職・就退職により現住宅を出なければならない。）

（　　）

９　その他

（　　）

（注１）家主等からの立退き要求書等の文書を受け取っている場合は、その写しを添付してください。

（注２）上記に書ききれない場合は、別紙（任意様式）に記入の上添付することも可能です。

現居住している住宅の状況

<table>
<tr><td>種　類</td><td colspan="6">該当するところに〇印をしてください。
１アパート　２借家　３間借り　４同居　５社宅　６ＵＲ(旧公団)住宅
７自家　８公営住宅　９その他（　　）</td></tr>
<tr><td>理　由</td><td colspan="6">※上記の７，８の住宅にお住みの場合は申込資格がありません。申込みをする場合は理由を明記してください。

７自家所有で申込をする理由
（　　）

８公営（府営・市営）住宅で申込をする場合
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">住宅の設備等</td><td rowspan="2">居住室数（　　室）</td><td>帖</td><td>帖</td><td>帖</td><td>帖</td><td>帖</td></tr>
<tr><td>帖</td><td>帖</td><td></td><td>台　所　　帖</td></tr>
<tr><td colspan="3">炊事場　（ 共同 ・ 専用 ・ 無 ）</td><td colspan="3">風　呂　（ 共同 ・ 専用 ・ 無 ）</td></tr>
<tr><td colspan="3">便　所　（ 共同 ・ 専用 ・ 無 ）</td><td colspan="3">水　道　（ 共同 ・ 専用 ・ 無 ）</td></tr>
<tr><td>構　造</td><td colspan="6">１　木造　　２　鉄骨　　３　鉄筋コンクリート　　４　その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">家賃等</td><td colspan="2">家　賃（月額）</td><td colspan="2">敷金</td><td colspan="2">礼金</td></tr>
<tr><td colspan="2">円</td><td colspan="2">円</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>契約等</td><td colspan="6">契約期間　　年から　　年まで（　　）年間
次回契約更改日　　年　　月　　日
更新料　（　　円）</td></tr>
</table>

注　意　　記入に際しては、事実に基づいて正確に記入してください。
この申請書の記載内容が事実と相違するときは、申込が無効となります。

＜個人情報の取扱について＞

個人情報の取扱については、個人情報保護法を遵守します。府営住宅優先入居申込書及び添付書類に記載された個人情報については、府営住宅の優先入居資格審査等、入居者決定に係る事務のために利用します。

第2号様式

（※単身の方のみ記入してください）

自 活 状 況 申 立 書

1 現在の生活状況

(1) 現在の住居は（該当する番号を〇でかこんでください。）

① 自宅　② 借家　③ アパート　④ 間借　⑤ 同居　⑥UR住宅　⑦公営住宅

⑧ その他（　　）

(2) 今住んでいる住居の階層は（該当する番号をかこんでください。）

① 1階　② 2階　③ 3階以上

(3) 同居している人は

氏　名	続柄	年齢	氏　名	続柄	年齢

(4) 障害について（該当するものを〇でかこんでください。）

申込者（あなた）に障害が
① ある　障害の程度　身体・精神・知的（　　）級　障害の内容（　　）
② ない

(5) 生活について（該当する番号を〇でかこんでください。）

買物等 外出する用事は	① 1人でしている　② （　　）に頼んでいる
身のまわりのことについて	① 1人でしている　② （　　）に頼んでいる
車いすの使用は	① ある（外出時のみ・常時）　②ない

(6) 現在受けている医療（訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）ついて
その具体的な内容をご記入ください。

2 府営住宅に入居した場合の生活状況

(1) 日常生活の状況について（できる、できない　のどちらかの欄に〇をつけてください。）

区　分	できる	できない	介助の有無
① 炊事は自分でできますか			有 ・ 無
② 買い物は自分でできますか			有 ・ 無
③ 食事は自分でできますか			有 ・ 無
④ 排便は普通のトイレで1人でできますか			有 ・ 無
⑤ 入浴は自分でできますか			有 ・ 無
⑥ 掃除、洗濯は自分でできますか			有 ・ 無
⑦ 住居の出入りは自分でできますか			有 ・ 無

(2) (1)で「できない」とした項目について、それをどのように補う予定ですか。 具体的に記入してください。

介助者氏名 又は 名称		
住所・所在 及び連絡先		
介助の項目を〇でかこんでください。 その他があれば記入してください。	①　②　③　④　⑤　⑥　⑦ その他（　　）	①　②　③　④　⑤　⑥　⑦ その他（　　）

以上の申立のとおり相違ありません。

また、京都府が単身入居の入居資格の審査を行うに際し、本申立書、応募書類及び面接等で知った事項について、関係行政機関に提供することに同意します。

令和　　年　　月　　日

氏 名

＊	団地名	受付番号

生 活 状 況 申 立 書

※ **母子家庭**又は**父子家庭**の方のみ、**太枠内を記入**してください。
（＊印欄は記入しないでください。）

申込区分 （いずれかに〇印）	母子家庭　・　父子家庭	申込人の氏名	

※ 次の項目について、**該当するものに〇印**を付け、**必要事項を記入**してください。

母子家庭又は父子家庭となった日	昭和・平成・令和　　年　　月　　日　・　離婚協議中			
収入等の区分 ＊該当するものすべてに〇印	1 給与　2 自営　3 貯蓄　4 無職 5 年金（名称　　） 6 生活保護（受給証明書を添付してください。） 7 仕送り（相手方：　親　他の親族　その他（　　）） 8 その他（児童扶養手当は次の欄に記入） （名称　　）			
児童扶養手当の需給状況	1 認定済み（証書番号　　） 2 申請中　3 申請していない			
就職日又は事業開始日（申込日現在就労している場合）	昭和・平成・令和　　年　　月　　日　～　現在			
就労のための資格の取得状況	1 取得済み　2 取得中 （資格の名称　　） 3 取得していない			
現在居住している住宅の状況	借家の場合	借り主の氏名 （申込人との続柄　　）		
	間借り・同居の場合	1 友人・知人宅　2 親戚宅 3 実家　4 その他（　　）	使用している居室の広さ（専有部分の合計）	帖
他の住宅への入居希望（第3希望までの住宅に選定されなかった場合）	1 希望しない　2 場所により考える			

＊	1	2		3	4		5	6

＊必ず②裏面にも記入してください

府営住宅特定目的優先入居申込者の方へ

申込者(入居者)及び同居親族[府営住宅入居予定者]について、以下の該当する項目に〇印を付けて必要事項を記入の上、申込時に提出してください。

申込者(入居者)及び同居親族の状況申立書(①表面)

令和＿＿年＿＿月＿＿日

申込者氏名

①生活保護受給者が　《 いる ・ いない 》

➡《 いる 》に〇印を付けた方はその全ての生活保護受給証明書【原本】(直近のもの)を提出してください。

②年金[国民・厚生・共済・基金・企業・遺族・障害等]受給者が　《 いる ・ いない 》

➡《 いる 》に〇印を付けた方はその全ての年金通知ハガキ【全ページ写し】(直近のもの)を提出してください。

③障害者手帳(身体・精神・療育)所持者が　《 いる ・ いない 》

➡《 いる 》に〇印を付けた方はその全ての障害者手帳【全ページ写し】を提出してください。

④自家所有者(持ち家の方)が　《 いる ・ いない 》

➡《 いる 》に〇印を付けた方は所有権移転登記後の登記簿謄本【原本】等を令和8年12月3日までに提出してください。期限までに提出がない場合、失格となりますので、ご注意ください。

⑤申込者本人及び同居親族[府営住宅入居予定者](男性18歳以上・女性18歳以上)に独身者が　《 いる ・ いない 》

➡《 いる 》に〇印を付けた方はその全ての氏名を記入し、該当する状況に〇印を付けてください。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　《 婚姻中・離婚協議中 ・離婚・死別・未婚》

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　《 婚姻中・離婚協議中 ・離婚・死別・未婚》

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　《 婚姻中・離婚協議中 ・離婚・死別・未婚》

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　《 婚姻中・離婚協議中 ・離婚・死別・未婚》

＊必ず①表面にも記入してください

申込者(入居者)及び同居親族［府営住宅入居予定者］について、以下の該当する項目に
◯印を付けて必要事項を記入の上、申込時に提出してください。

申込者(入居者)及び同居親族の状況申立書(②裏面)

⑥現在働いている者（アルバイト・自営業等含む）が　《 いる ・ いない 》

➡《 いる 》に◯印を付けた方はその全ての氏名等を記入し、該当する状況に◯印を付けて、
募集案内書２０～２１ページに記載された必要書類を提出してください。
就職（開業）後間がなく証明が1ヶ月未満の場合は入居時期が遅れることがあります。

◎ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　勤務先名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
就職日　　年　　月　　日頃
勤務先所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

◎ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　勤務先名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
就職日　　年　　月　　日頃
勤務先所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

◎ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　勤務先名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
就職日　　年　　月　　日頃
勤務先所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

◎ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　勤務先名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
就職日　　年　　月　　日頃
勤務先所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

⑦現在高校・大学等（中学校以下は除く）に在学中の者が　《 いる ・ いない 》

➡《 いる 》に◯印を付けた方はその全ての氏名等を記入してください。
在学証明書【原本】（高校生は学生証の写し）を提出してください。

◎ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　学校名＿＿＿＿＿＿＿＿　学年＿＿年生

◎ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　学校名＿＿＿＿＿＿＿＿　学年＿＿年生

◎ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　学校名＿＿＿＿＿＿＿＿　学年＿＿年生

◎ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　学校名＿＿＿＿＿＿＿＿　学年＿＿年生

＊ご不明の点は府営住宅特定目的優先入居募集案内1ページに記載のお問い合わせ先各課までお尋ねください。

京都府　府営住宅　特定目的優先入居　10月募集に係る提出書類封入チェック表

●京都府　府営住宅　特定目的優先入居の申込書を送付する際、以下のチェック表を参考に封入漏れがないようにしてください。封入漏れがあった場合は、受付ができない場合があります。

●府営住宅優先入居申込書は記載漏れがないように、また、住宅困窮理由は詳しく記載してください。

●一般募集と同時に申し込まれる場合には、一般募集・特定目的優先入居申込先それぞれに書類を作成、それぞれに郵送してください。

	提出対象者	封入チェック欄 （封筒に入れたら✔をしてください）			
		高齢者世帯用住宅への申込者	母子世帯用住宅への申込者	父子世帯用住宅への申込者	障害者世帯用住宅への申込者
府営住宅優先入居申込書 （第1号様式）	申込者全員				
所得を証明する書類 （給与支払証明書、年金通知書、生活保護受給証明書　等）	申込時に収入（所得）がある方全員（義務教育修了以上）				
自活状況申立書 （第2号様式）	単身での申込者のみ				
障害者手帳（身体・療育・精神）、戦傷病者手帳の写し	障害者手帳・戦傷病者手帳保持者全員分				
結婚・挙式を証明する書類	該当者のみ				
立退き等を証明する書類 （家主からの立退き宣告書等）	該当者のみ				
生活状況申立書 （第2号−2様式）	母子・父子世帯申込者のみ				
申込者（入居者）及び同居親族の状況申立書	申込者全員				

※募集案内書20～21ページに記載の必要書類、それぞれの注意事項を必ず御確認ください。